

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月28日

【事業年度】 第49期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社グローバルダイニング

【英訳名】 GLOBAL-DINING, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 耕造

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3223

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 中尾 慎太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3222

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 中尾 慎太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	9,815,577	9,961,022	9,610,852	5,667,513	9,573,176
経常利益又は 経常損失() (千円)	32,952	54,799	96,910	1,102,412	1,066,616
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	222,089	4,122	331,293	1,509,352	1,046,008
包括利益 (千円)	244,680	11,367	347,647	1,577,213	1,163,967
純資産額 (千円)	3,889,562	3,886,505	3,540,990	1,955,805	3,143,276
総資産額 (千円)	7,087,815	6,831,274	6,679,013	5,934,695	7,685,169
1株当たり純資産額 (円)	381.39	378.31	344.27	190.03	302.35
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	22.00	0.41	32.40	147.56	101.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		0.40			100.08
自己資本比率 (%)	54.5	56.6	52.7	32.8	40.8
自己資本利益率 (%)		0.1			41.2
株価収益率 (倍)		459.06			3.34
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	290,190	254,082	212,282	305,350	1,417,492
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	195,897	301,738	51,349	509,103	248,613
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	180,250	195,231	113,553	820,831	355,168
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	520,717	272,232	319,143	321,357	1,850,873
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	265 〔808〕	254 〔794〕	239 〔839〕	185 〔499〕	200 〔671〕

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 第45期、第47期及び第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第45期、第47期及び第48期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第47期の期首から適用しており、第46期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	9,344,348	9,438,164	9,116,960	5,240,722	7,966,322
経常利益又は 経常損失 () (千円)	77,729	130,594	207,094	1,018,763	822,847
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	104,315	84,050	221,108	2,290,606	668,702
資本金 (千円)	1,478,831	1,485,443	1,485,613	30,073	42,010
発行済株式総数 (株)	10,138,000	10,225,400	10,227,700	10,232,800	10,360,300
純資産額 (千円)	4,604,276	4,692,690	4,474,379	2,173,470	2,868,374
総資産額 (千円)	7,653,526	7,600,495	7,568,465	6,082,955	7,301,748
1株当たり純資産額 (円)	451.89	457.16	435.53	211.30	275.81
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	10.33	8.26	21.62	223.94	64.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		8.14			63.98
自己資本比率 (%)	59.9	61.5	58.9	35.5	39.1
自己資本利益率 (%)		1.8			26.6
株価収益率 (倍)		22.51			5.22
配当性向 (%)					
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	255 〔760〕	244 〔748〕	227 〔792〕	181 〔496〕	185 〔590〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	107.6 (122.2)	58.9 (102.7)	69.3 (121.3)	72.8 (130.3)	107.0 (146.9)
最高株価 (円)	394	378	266	322	682
最低株価 (円)	253	158	173	110	185

- (注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。
2. 第45期、第47期及び第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第45期、第47期及び第48期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第47期の期首から適用しており、第46期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、現代表取締役社長 長谷川耕造により、1973年10月東京都新宿区において、喫茶店及びレストラン経営などを目的に、出資金500万円で有限会社長谷川実業として設立し、同年12月北欧館（喫茶店）を高田馬場に開業いたしました。

その後、事業規模の拡大、経営内容を充実するため、1985年2月東京都港区において、有限会社長谷川実業から長谷川実業株式会社に組織変更し、東京都内を中心にレストランを展開いたしました。また、1997年1月長谷川実業株式会社から株式会社グローバルダイニングに商号変更いたしました。

年月	概要
1973年10月	東京都新宿区において有限会社長谷川実業を設立
12月	北欧館（喫茶店）を新宿区高田馬場に開業
1976年2月	六本木ゼスト（パブレストラン）を出店（91年8月にカフェ ラ・ボエム六本木に業態変更）
1978年3月	ゼストキャンティーナ原宿（パブレストラン）を渋谷区に出店
1980年11月	原宿ラ・ボエム（パスタレストラン）を渋谷区に出店
1981年11月	北欧館を高田馬場ラ・ボエムに名称変更
1982年7月	カフェ ラ・ボエム西麻布（イタリア料理）を港区に出店
1983年12月	カフェ ラ・ボエム代官山を渋谷区に出店
1984年8月	南青山サン・スーシ（インド料理）を港区に出店（85年5月にイタリア料理に業態変更、86年3月にカフェ ラ・ボエム南青山に名称変更）
9月	本社を港区西麻布に移転
1985年2月	長谷川実業株式会社に組織変更
7月	カフェ ラ・ボエム高田馬場（旧北欧館）を閉店
8月	サン・スーシクラブを西麻布に出店（88年5月にゼストキャンティーナ西麻布に業態変更）
1987年8月	カフェ ラ・ボエム横浜、ゼストキャンティーナ横浜を同時出店
1989年9月	ゼストキャンティーナ世田谷（テックス・メックス料理）を出店
11月	カフェ ラ・ボエム世田谷を出店
1990年4月	カフェ ラ・ボエム渋谷を出店
7月	米国でレストラン経営を行うため子会社グローバル インベストメント コンセプト、インク。（GLOBAL INVESTMENT CONCEPT, INC.）をカリフォルニア州に設立（現・連結子会社）
1991年11月	カフェ ラ・ボエムロサンゼルス（国際折衷料理）を米国カリフォルニア州に出店
1992年10月	タブローズ（国際折衷料理）を渋谷区代官山に出店
1993年8月	モンズーンカフェ西麻布（エスニック料理）を港区に出店
1994年3月	カフェ ラ・ボエム表参道を渋谷区に出店
1995年9月	モンズーンカフェ代官山を渋谷区に出店
1996年10月	本社を港区南青山に移転
11月	モンズーンカフェサンタモニカ（エスニック料理）を米国カリフォルニア州に出店
1997年1月	商号を株式会社グローバルダイニングに変更
12月	カフェ ラ・ボエム横浜、ゼストキャンティーナ横浜をビル取り壊しの為閉店
1998年5月	ゼストキャンティーナ恵比寿を渋谷区に出店
9月	カフェ ラ・ボエム白金、ステラート（国際折衷料理）を港区に出店
10月	米国の子会社の商号をグローバルダイニング、インク。オブ カリフォルニア（GLOBAL-DINING, INC. OF CALIFORNIA）に変更
1999年3月	カフェ ラ・ボエム銀座を中央区に出店
12月	東京証券取引所市場第二部上場、カフェ ラ・ボエム北青山を港区に出店
2000年4月	グリエンパサーージュ [カフェ ラ・ボエム、ゼストキャンティーナ、モンズーンカフェ、権八（和食）の複合店] を港区台場（アクアシティお台場メディアージュ施設内）に出店
7月	モンズーンカフェ舞浜イクスピアリを千葉県浦安市に出店
2001年4月	モンズーンカフェたまプラーザを神奈川県横浜市に、カフェ ラ・ボエム恵比寿を渋谷区に出店
9月	権八西麻布（寿司業態併設）を港区に出店
12月	モンズーンカフェ麻布十番を港区に出店
2002年6月	チョコレート専門店 デカダンス ドュ ショコラ代官山を渋谷区に出店
8月	カフェ ラ・ボエム新宿御苑を出店
12月	権八渋谷、レガート（国際折衷料理）を渋谷区に出店
2003年4月	G-Zone銀座 [ラ・ボエム、ゼスト、モンズーン、権八の複合店] を中央区に出店
5月	カフェ ラ・ボエム麻布十番を港区に出店
2004年3月	監査役会設置会社から委員会設置会社へ移行
5月	デカダンス ドュ ショコラ渋谷マークシティを出店
8月	モンズーンカフェ自由が丘を目黒区に出店
11月	カフェ ラ・ボエム自由が丘を目黒区に出店
12月	フードコロシウム沖縄（フードコート）を沖縄県那覇市（DFSギャラリア沖縄施設内）に出店
2005年11月	ラ・ボエム クアリタ渋谷（イタリア料理）を出店
12月	ラ・ボエム クアリタ天神、権八天神を福岡県福岡市中央区天神に出店

年月	概要
2006年3月	フードコロシウムグランベリーモールを東京都町田市（グランベリーモール施設内）に出店
7月	カフェ ラ・ボエム茶屋町、モンズーンカフェ茶屋町を大阪府大阪市北区茶屋町に出店
2007年3月	権ハビバリーヒルズ（和食）を米国カリフォルニア州に出店
2008年5月	モンズーンカフェららぽーとTOKYO-BAYを千葉県船橋市（ららぽーと TOKYO-BAY施設内）に出店
7月	フードコロシウム 那須ガーデンアウトレットを栃木県那須塩原市（那須ガーデンアウトレット施設内）に出店
2009年6月	フードコロシウムマカオを中国マカオ特別行政区に出店
12月	権ハトランス（都ホテル内）を米国カリフォルニア州に出店
2010年3月	委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行
6月	フードコロシウムマカオを閉店
7月	デカダンス ドュ ショコラ茗荷谷ファクトリーを文京区に出店
2012年5月	ゼストキャンティーナ恵比寿を契約満了により閉店
6月	カフェ ラ・ボエム六本木をLB6（ワインバー&グリル）に業態変更
10月	モンズーンカフェ西麻布を閉店
12月	権ハビバリーヒルズ（米国カリフォルニア州）を閉店
2013年1月	フードコロシウム グランベリーモール（町田市）を閉店
3月	ゼストキャンティーナ世田谷を閉店
6月	フードコロシウム沖縄を閉店
9月	カフェ ラ・ボエム代官山をLB8に業態変更
12月	カフェ ラ・ボエム西麻布を閉店
2014年2月	デカダンス ドュ ショコラ銀座を中央区（G-Zone銀座内）に出店
3月	デカダンス ドュ ショコラ渋谷マークシティを閉店
4月	カフェ ラ・ボエム恵比寿を閉店
6月	モンズーンカフェ表参道を港区に出店
12月	権ハトランス（米国カリフォルニア州）を閉店
2015年3月	ラ・ボエム クアリタ天神、権八天神（福岡県福岡市）を閉店
2016年3月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行
5月	リグニス（薪火グリル料理）を渋谷区恵比寿に出店
5月	モンズーンカフェ サンタモニカを業態変更し、店名を1212（twelve twelve）に改称
12月	モンズーンカフェ麻布十番を閉店
2017年1月	権八浅草吾妻橋を台東区に出店
2018年5月	権八NORI-TEMAKI原宿（海苔手巻き専門店）を渋谷区に出店
7月	モンズーンカフェさいたま新都心（カジュアル業態）をさいたま新都心COCOON CITY内に出店
10月	タコ ファナティコ（タコス専門店）を中目黒（目黒区）に出店
10月	カフェ ラ・ボエム茶屋町、モンズーンカフェ茶屋町（大阪府大阪市北区）を閉店
11月	レガート（国際折衷料理）をカフェ レガートに業態変更
12月	カフェ ラ・ボエム渋谷、モンズーンカフェ渋谷、ゼストキャンティーナ渋谷を閉店
2019年1月	ゼストキャンティーナ西麻布を閉店
8月	バルティザン ベーカーリー&カフェを港区浜松町に出店（2020年10月にラ・ボエムに業態変更）
11月	タブローズ（国際折衷料理）をブラッスリータブローズに業態変更
12月	ラ・ボエム クアリタ渋谷を閉店
2020年3月	バルティザン ブレッド ファクトリー（ベーカーリー）を浜松町から独立させ、旧カフェ ラ・ボエム南青山（13年4月LB7、17年5月GLFへと2度業態変更）の跡地へ移設
5月	LB6（六本木ゼストから始まり、91年8月ラ・ボエム、12年6月同店へ業態変更）を立ち退き要請に応じて閉店
7月	G-Zone銀座[ボエム、モンズーン、ゼスト、権八、デカダンスの複合施設]を閉店
9月	ららぽーと愛知東郷にラ・ボエムパスタフレスカ、モンズーンカフェの2店舗を出店
2021年5月	モンズーンカフェたまプラーザを定期借地契約満了により閉店
8月	RAYARD Hisaya-odori Park にラ・ボエム パスタフレスカとタコ ファナティコを出店
10月	イオンモール Nagoya Noritake Garden にラ・ボエム パスタフレスカ名古屋則武新町を出店
11月	ステラートをサパークラブ（生演奏・お酒・料理を楽しむ大人の社交場）に業態変更
2022年2月	タコ ファナティコ渋谷を渋谷センター街に出店

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び米国子会社であるグローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアにより構成されており、レストラン経営を主とする飲食事業を営んでおります。

当社グループの事業内容及び当該事業における位置付けは、次のとおりであります。なお、店舗数は当有価証券報告書提出日現在のものです。

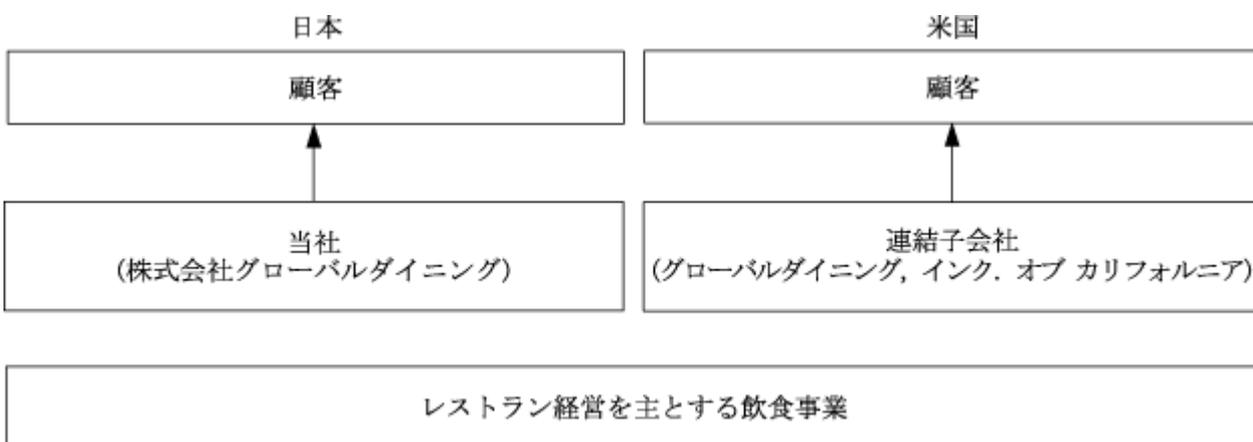
(当社)株式会社グローバルダイニング

都内を中心にイタリア料理、メキシコアメリカ料理、アジア料理、国際折衷料理、和食の飲食店など、計44店舗の経営を行っております。

(子会社)グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア

米国内においてレストランチェーンを展開するためカリフォルニア州に設立され、現在ロサンゼルス(ウエストハリウッド、サンタモニカ)において2店舗の経営を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



なお、当社グループは、レストラン経営を主とする飲食事業という単一のセグメントに属するため、セグメントに係る記載は該当がありません。本報告書においては、セグメントに代えて営業形態など、適宜区分して記載しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) グローバルダイニング、 インク・オブ カリフォルニア (注) 1, 3	米 国 カリフォルニア州	4,147,520 (US\$39,331,076)	飲食事業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,606,853千円
	経常利益	243,768千円
	当期純利益	377,306千円
	純資産額	1,528,111千円
	総資産額	1,636,867千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループはセグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2021年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
飲食事業	150 [666]
全社(共通)	50 [5]
合計	200 [671]

(注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に2021年12月における平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
185 [590]	34.1	5.9	6,030,195

事業部門の名称	従業員数(名)
飲食事業	140 [586]
全社(共通)	45 [4]
合計	185 [590]

(注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に2021年12月における平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好な関係を維持すべく適切に対応しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「私たちは、人生を楽しく、充実して生きるために、社会に健康と喜びを提供し、無限の可能性にチャレンジして自己価値向上に努めます。」を企業理念として掲げ、グループ一丸となり業務に励み、お客様の信頼を得て持続的な成長発展を成し遂げ、お客様、株主や投資家の皆様、社員をはじめとする全てのステークホルダーにとって魅力ある企業グループをつくりあげることを目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、収益性の指標としてはROA（総資産経常利益率）10%及びROE（株主資本利益率）5%を目標とするとともに、その他の指標として、既存店売上高の前年比プラスを目標としております。また、新規の投資案件としてはROI（投下資本利益率）20%以上を念頭においた出店を行ってまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

総人口の減少期が始まり、成熟社会として歩みはじめた我が国において、当社の属する外食産業は今後ますます企業間競争の激化が予想されます。加えて、2019年には消費増税、2020年には新型コロナウイルス感染症拡大によって人々のライフスタイルが変化し、デリバリー、テイクアウト、店舗やECサイトでの冷凍食品・ミールキットといった物販など、外食各社とも需要が拡大している中食事業への展開に力を入れ始めており、ますます食のボーダレス化が加速していくものと思われれます。

このような環境下において、当社では、外食に対する価値を感じて来店いただけるよう、これまで以上に「エンターテインメントとしての外食」にこだわり、新業態開発や既存店のブラッシュアップに経営資源を集中して盤石な収益基盤の確立を目指すとともに、首都圏人気エリアの駅近物件や商業施設を軸としながらも、地方都市へのドミナント出店にもチャレンジし、マーケットの深耕及び拡大を目指してまいります。

さらには、コロナ後を見据え、当社のノウハウを活かして展開できる宿泊設備付きの飲食複合施設や、新たに「移動・アウトドアダイニング」といった運営形態の多様化にも着目し、今後の新規事業展開に備えた調査・研究もすすめてまいります。

また、創業当時の目標であった「世界に通用する企業」を目指し、米国をはじめとするグローバルなマーケットでビジネスの展開を行ってまいりたいと考えております。事業拡大という目的のみならず、外食ビジネスのトレンドや最先端事例等から得られる成功のエッセンスは国内事業の活性化にもつながるものと考えており、現在、米国ロサンゼルスにて子会社「グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア」を通じて2店舗のレストランを経営しております。日本以上に厳しい規制のかかったこのコロナ禍においては、大胆かつクリエイティブな発想による空間（アウトドアダイニング）・メニュー創りとエンターテインメント施策で苦境を乗り越え、店舗業績の大幅な増収を実現し、米国内での新店出店を模索できる段階に移行しました。米国での展開を軸に、『権八香港』『権八ドバイ』『権八上海』といった海外現地企業とのフランチャイズ契約による海外展開のほか、将来的には直接投資による海外出店も視野に入れてまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当期においても、新型コロナウイルス感染症による外食需要への影響は続いており、そのような中、当社グループにおいては次の課題に優先的に取り組んでまいります。

財務体質の健全化

コロナ禍の厳しい事業環境の中、当社は会社の存続と従業員の雇用を守るため、当該感染症についての情報収集に努め、検討した結果、通常営業を貫くことを決断しました。また、取引金融機関からの借入・借換を軸に、各種補助金・助成金の活用、不採算店舗の閉鎖、支払賃料の減額免除等の協力願い、役員報酬や従業員給与の減額、業務効率化を含めたローコスト運営の徹底など、前連結会計年度からあらゆる手立てを尽くしてまいりました結果、当連結会計年度の業績はほぼコロナ前の売上規模に、利益はさらに改善致しました。

今後はコロナ禍で培った営業体制を維持・強化すべく、基本サービスの徹底やそれを可能とする教育・指導シス

テムを構築することで次年度以降の収益基盤の確保に努め、コロナ禍で増加した有利子負債の計画的な圧縮を通じて財務体質の健全化を図ってまいります。

人材の採用・発掘・育成

業績の維持・向上には、優秀な人材をいかに採用・発掘し、次世代リーダーとして育てあげるかにかかっているといっても過言ではありません。当社グループではこれらを「人材輩出」と呼び、幹部社員は次世代リーダーを育てることを重要な任務としております。そのためには、健全な競争環境、だれもがチャレンジできる立候補制昇格人事など、当社独自のシステムを整備し、これらを通じて秀でた能力のある人材を社内外から発掘・育成することに注力しております。

また、店舗毎の独立採算制を採用し、店舗運営を通じて経営を学べるような体制や、集合研修・勉強会、海外市場の視察（子会社への出向・出張等）、各種認定試験、料理・サービスコンテストの開催といった、従業員の意識・能力向上をサポートする体制づくりにも努めております。

さらには、人口減少や縮小傾向にある日本市場を対象とするだけでなく、フランチャイズに代表されるような海外展開も視野に入れて、グローバル人材の採用・育成にも注力してまいります。

事業基盤の強化

これまでフルサービスを提供するレストランを主体として展開してまいりましたが、将来の人口減少や高齢化、未婚率や夫婦共働き世帯の増加、昨今の感染症の影響等を考えますと、ファストフードのようなサービススタイルや顧客の利便性を考えたサービスの展開に加えて、「体験する・感動する」「健康になる」など来店動機を生み出す付加価値の提供が必要であると認識しております。そこで、「デリバリー」「テイクアウト」「ファスト・ファインカジュアル」「エンターテインメント」「ヘルシー」をテーマとした新業態開発や既存業態の専門店化、スーパーフード・低糖質・グルテンフリー・ビーガンなど健康志向を意識したメニュー展開による差別化に注力し、多店舗展開が可能なスタイルを模索してまいりました。当連結会計年度には、既存業態から派生した「タコファナティコ（タコス専門店）」や「カフェ ラ・ボエムパスタフレスカ（生麺使用のパスタ専門店）」を地方都市・大型商業施設に3店舗出店しており、それら店舗の収益化の確立と、レストラン経営との相乗効果が期待できる宿泊設備付き飲食複合施設への投資検討を深化させてまいります。これらの活動を通じて、業態・立地の最適なポートフォリオを構成し、環境の変化や競争の激化にも耐えうる強固な事業基盤の構築を目指してまいります。

安心安全な食材の調達や昨今の感染症対策への対応を大前提とし、より高いレベルの料理・サービス・空間の提供にこだわり続けることで、お客様に感動していただき、そして社員も感動するための最高の舞台を提供してまいりたいと考えております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1．天候・災害等による影響について

当社グループが展開するレストラン運営事業において、天候不順や異常気象により来店客数の減少や店舗を休業せざるを得ない状況が発生した場合には、売上が減少する可能性があります。天候不順に加えて、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の蔓延により食材価格の高騰や食材調達に支障をきたす場合や、これらの影響が長期に及ぶ場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの店舗の多くは、東京都内に集中しております。したがって、この地区において大規模災害（地震、火災、津波、水害、大気汚染、感染症、テロ、暴動、紛争等）の発生による直接的な被害や首都圏の物流網への影響が甚大な場合は、店舗の営業継続が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に多大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない現状では、経済や市況への影響を見積もるのは困難であり、2022年12月期においても当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2．賃貸借契約について

当社グループは、直営にて店舗の物件を賃借しております。賃貸借期間は賃貸人との合意により更新可能ですが、賃貸人側の事情により賃貸借期間を更新できない可能性があります。また、賃貸人側の事情による賃貸借期間の期間前解約により、業績が順調な店舗であっても計画外の退店を行わざるを得ない可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．出店政策による影響について

新規出店に際しては、その立地の諸条件・集客性・コストなどを検討のうえ、厳しく選定しておりますが、出店計画の変更や延期あるいは中止を余儀なくされることもあります。また、必ずしも集客が見込みどおりにならない場合及び当社の経営判断により業績不振店舗等の業態変更、退店を実施することがあります。業態変更、退店にともなう固定資産の除却損、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．減損損失について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、店舗ごとに減損会計を適用し、定期的に減損兆候の判定を行うことで、業態変更や退店の判断を健全に行い、経営効率の向上を目指しておりますが、外部環境の急激な変化等により著しく収益性が低下した場合や退店の意思決定をした場合、減損損失を計上する可能性があります。

5．新業態の開発及び新規事業への進出による影響について

収益基盤の拡大に向けて、将来の事業の柱となる新業態の開発を行うとともに、既存業態のブラッシュアップや店舗運営のノウハウの蓄積、さらには新規事業への進出に向けた調査・研究に努めております。しかしながら、経済環境や市場の変化を十分に予測できず、顧客のニーズにあった商品やサービスの提供をタイムリーにできない場合や、新規事業への進出・展開が計画通りに進まない場合は、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6．代表取締役への依存について

当社グループの新業態開発や店舗開発、子会社の経営指導など経営全般にわたり、創業者であり代表取締役社長である長谷川耕造への依存度が高くなっております。執行役員制度の導入や取締役の職位に副社長職を配置するなど後継経営者の育成を進めてきておりますが、長谷川耕造が経営から退く事態が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7．法的規制について

当社グループの事業活動においては、食品衛生法、食品安全基本法、健康増進法、個人情報保護法などの規制の適用を受けております。このため、第三者の衛生検査機関による細菌検査を定期的を実施するなど衛生面に万全を期すとともに、店舗内の禁煙やプライバシーポリシーを掲げ顧客情報を適切に取扱うなど規制を遵守しております。しかしながら、これらの規制を遵守できない場合や、万が一にも食中毒事故や重大な衛生問題が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8．為替相場の変動による影響について

当社グループでは、海外子会社の現地通貨建財務諸表を、連結財務諸表作成のために円換算を行っており、大幅な為替相場の変動があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の当社グループにおける資金調達の方法によっては、為替相場の変動による為替差損益が発生する可能性があります。

9．継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、コロナ禍における著しい業績悪化により、前連結会計年度（2020年12月期）において連結売上高が著しく減少した結果、営業損失11億75百万円、経常損失11億2百万円、親会社株主に帰属する当期純損失15億9百万円を計上し、財政状態が著しく悪化しました。また、前連結会計年度（2020年12月期）から当連結会計年度（2021年12月期）第3四半期連結会計期間まで、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められていました。

このような状況を解消するために、国内では金融機関からの借入・借換の実施、役員報酬や給与の減額、緊急経済対策に基づく税金及び社会保険料の納付猶予制度の利用、支払賃料の減額等の要請、その他徹底したコスト削減を行うことで、当社の財務状況の安定化を図ってまいりました。コロナ禍での借入総額は15億30百万円、そのうちの約半分が短期借入金であったため、当連結会計年度（2021年12月期）第4四半期連結会計期間において、返済期限前に一部を前倒して長期借入金（期間5年）への借換をすすめるなど、返済期日である2022年3月末までには短期借入金の全てにおいて長期借入金への借換が実施できる見込みとなりました。営業面においては、当社は会社の存続と従業員の雇用を守るため、新型コロナウイルス感染症についての情報収集に努め、検討した結果、商業施設を除く店舗においては通常営業を貫くことを決断するとともに、思い切った不採算店の閉鎖、厳しい環境下ならではの店舗運営コストのコントロールを身に付けました。

米国においては、店内営業の全面禁止や使用率制限が設けられるなど、日本以上に厳しい環境下でありましたが、大型経済対策などから内需が伸び、急速に経営環境が改善に向かいました。また、自治体から屋外営業の一時許可を取り付け、駐車場やプロムナード（歩行者通路）を快適なダイニング空間に造り上げて店内営業禁止期間を乗り切り、当連結会計年度（2021年12月期）においてはコロナ禍前と比べても大幅な増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度（2021年12月期）において、営業利益7億27百万円、経常利益10億66百万円、親会社株主に帰属する当期純利益10億46百万円、営業活動によるキャッシュ・フロー14億17百万円を計上しました。

これらの状況により、当面の事業活動に必要な手元資金を確保できたことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況は解消し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなったと判断しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う経済活動の制限により、企業収益及び個人消費の悪化など厳しい状況が続いております。一部で持ち直しの動きがみられるものの、当該感染症再拡大の影響により本格的な回復には至っておらず、依然として先行き不透明な状況にあります。

外食産業におきましても、政府・自治体からの緊急事態宣言、まん延防止等重点措置や各種要請を受け、営業時間の短縮や酒類の提供禁止などにより非常に厳しい状況となりました。当該感染症の影響により、店内飲食が減少する一方で、人との接触機会の少ないテイクアウトやデリバリーサービスが増加するなど、消費者のライフスタイル・消費行動が変化しております。また、インパウンド需要の低迷は続いており、回復の目途が立たない状況にあります。

一方で、米国では大型経済対策などから内需が伸び、また、レストラン営業規制の緩和、解除が進み、経営環境は急速に改善しております。

こうした中、当社グループは、財務健全化を第一に捉え、中小企業向けの制度を活用し新たな融資を実行したほか、コストの見直しなどを行い収益性の改善に取り組みました。また、商品・サービス及び空間の品質向上を継続するとともに、厳しい状況下でも持続的な成長を可能とするために、海外にフランチャイズ店を2店舗（「権八 ドバイ」、「権八 上海」）出店し、8月には愛知県名古屋市の商業施設「RAYARD Hisaya-odori Park」内に「タコファナティコ」と「ラ・ボエム パスタフレスカ」の2店舗、10月には名古屋市の商業施設「イオンモール Nagoya Noritake Garden」内に「ラ・ボエム パスタフレスカ」をオープンしました。その一方で、5月には契約期間満了のため「モンズーンカフェ たまプラーザ」を閉店いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、95億73百万円（前年同期比68.9%増）となり、当連結会計年度末の総店舗数は45店舗となりました。

報告セグメントについては、当社グループはレストラン経営を主とする飲食事業という単一セグメントでありますので、記載を省略しております。

売上高をコンセプト（営業形態）別にみると、「ラ・ボエム」は26億20百万円（前年同期比66.7%増）、「ゼスト」は1億59百万円（同7.3%増）、「モンズーンカフェ」は17億40百万円（同14.5%増）、「権八」は21億7百万円（同83.7%増）、「ディナーレストラン」は16億1百万円（同137.3%増）、「フードコロシウム」は1億25百万円（同1.0%増）、「その他」は12億18百万円（同153.1%増）となりました。

また、損益につきましては、営業利益7億27百万円（前連結会計年度は営業損失11億75百万円）、経常利益10億66百万円（前連結会計年度は経常損失11億2百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益10億46百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失15億9百万円）となりました。

財政状態につきましては、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて17億50百万円増加して、76億85百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比較して15億94百万円増加し、24億75百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金が15億29百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比較して1億56百万円増加し、52億9百万円となりました。主な変動要因は、有形固定資産が新規出店、改装等による増加や、減損損失及び減価償却等により純額で1億51百万円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の負債合計額は、前連結会計年度末に比べて5億63百万円増加して、45億41百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比較して62百万円減少し、22億29百万円となりました。

固定負債は、前連結会計年度末と比較して6億25百万円増加し、23億12百万円となりました。主な変動要因は、長期借入金金が6億21百万円増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して11億87百万円増加し、31億43百万円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比較して8.0ポイント上昇して40.8%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して15億29百万円増加し、18億50百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益10億72百万円、減価償却費 1 億83百万円、減損損失 1 億42百万円などにより、営業活動の結果得られた資金は、14億17百万円（前年同期は 3 億 5 百万円の支出）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の取得による支出 3 億14百万円、資産除去債務の履行による支出43百万円、差入保証金の回収による収入 1 億35百万円などにより、投資活動の結果使用した資金は、 2 億48百万円（前年同期は 5 億 9 百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

短期借入金の純減 5 億21百万円、長期借入れによる収入11億32百万円、長期借入金の返済による支出 2 億50百万円などにより、財務活動の結果得られた資金は、 3 億55百万円（前年同期は 8 億20百万円の収入）となりました。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは、下記のとおりであります。

	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
自己資本比率	54.5%	56.6%	52.7%	32.8%	40.8%
時価ベースの自己資本比率	48.6%	27.8%	33.5%	39.7%	45.6%
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	5.0倍	4.9倍	5.3倍		1.6倍
インタレスト・カバレッジ・レシオ	11.7倍	18.7倍	24.0倍		70.9倍

（注） 自己資本比率：自己資本/総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額/総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債/営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー/利払い

- 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。
- 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数により算出しております。
- 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を2019年12月期の期首から適用しており、2018年12月期以前に係るキャッシュ・フロー関連指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
- 2020年12月期のキャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスであるため記載しておりません。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績及び受注実績

当社グループは、店舗に来店した顧客の注文に基づき飲食物を提供する飲食事業を営んでいるため、生産実績及び受注実績は記載しておりません。

b. 販売実績

・ 営業形態別販売実績

営業形態	前連結会計年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)		当連結会計年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)		対前期増減率 (%)
	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	
ラ・ボエム (イタリア料理)	1,571,800 (13)	27.7	2,620,699 (15)	27.4	66.7
ゼスト (メキシコアメリカ料理)	148,522 (2)	2.6	159,397 (3)	1.7	7.3
モンsoonカフェ (アジア料理)	1,519,501 (10)	26.8	1,740,558 (9)	18.2	14.5
権八 (和食)	1,147,051 (7)	20.2	2,107,164 (7)	22.0	83.7
ディナーレストラン (国際折衷料理)	674,826 (7)	11.9	1,601,129 (7)	16.7	137.3
フードコロシアム (フードコート)	124,232 (1)	2.2	125,462 (1)	1.3	1.0
その他	481,578 (3)	8.6	1,218,764 (3)	12.7	153.1
合計	5,667,513 (43)	100.0	9,573,176 (45)	100.0	68.9

- (注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。
2. その他に含まれるパンケット部門、デザート製造部門及びフランチャイズ部門は店舗数に数えておりません。
3. 上記店舗数は、連結会計年度末現在の店舗数であります。

・ 所在地別販売実績

所在地	前連結会計年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)		当連結会計年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)		対前期増減率 (%)
	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	
日本					
東京都	3,865,487 (32)	68.2	6,295,761 (32)	65.8	62.9
千葉県	553,130 (2)	9.8	556,084 (2)	5.8	0.5
神奈川県	526,903 (3)	9.3	646,041 (2)	6.7	22.6
栃木県	124,232 (1)	2.2	125,462 (1)	1.3	1.0
埼玉県	94,155 (1)	1.7	126,483 (1)	1.3	34.3
愛知県	76,813 (2)	1.3	216,489 (5)	2.3	181.8
小計	5,240,722 (41)	92.5	7,966,322 (43)	83.2	52.0
米国	426,790 (2)	7.5	1,606,853 (2)	16.8	276.5
合計	5,667,513 (43)	100.0	9,573,176 (45)	100.0	68.9

- (注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。
2. 東京都に含まれるパンケット部門、デザート製造部門及びフランチャイズ部門は店舗数に数えておりません。
3. 上記店舗数は、連結会計年度末現在の店舗数であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当期における国内の外食産業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、休業・営業時間短縮、酒類提供の制限・中止といった経済活動が大きく制限される要請を受け、極めて厳しい事業環境が続きました。当社は前連結会計年度から当連結会計年度の第3四半期連結会計期間まで「継続企業の前提に関する事項の注記(GC注記)」を付した状態が続いており、会社の存続と従業員の雇用を守るため、同感染症についての情報収集に努めるとともに、金融機関をはじめとする取引先・関係先への事情説明等を経た結果、商業施設を除く店舗においては通常営業を貫くことを決断致しました。新型インフルエンザ等特別措置法第45条に関する東京都からの営業時間短縮の命令に一度は従ったものの、当社はその命令には違法性があると捉え東京都を提訴するに至り、以降通常営業を継続しております。結果として、お客様をはじめステークホルダーの皆様を支えられ、国内既存店売上高はコロナ前の2019年度実績を超えました。全店売上高では、インバウンド需要が消滅した権八や商業施設店舗の大幅売上減少並びに大型店の閉店による影響を他の店舗の総力によって補うかたちとなり、愛知県名古屋市への3店舗を新規出店したことから、2019年度比で12.6%減と健闘しました。その結果、国内売上高は前年比52.0%増の79億66百万円、不採算店閉鎖効果も重なり営業利益は5億93百万円、営業時間短縮等による協力金収入2億35百万円を計上したことから経常利益は8億22百万円となり、商業施設内店舗の不振による減損損失計上により当期純利益は6億68百万円と、3期ぶりの増収増益となりました。

米国では、店内営業の全面禁止や使用率制限が設けられるなど、日本以上に厳しい経営環境でありましたが、大型経済対策などから内需が伸び、急速に経営環境が改善に向かいました。そのような中、子会社においては、返済免除措置のあるPPPローン(中小企業向け給与保護プログラム; Paycheck Protection Program)や税額控除など米国政府の手厚い支援プログラムが活用でき経営が安定したこと、また自治体から屋外営業の一時許可を取り付けて実現したアウトドアダイニング(駐車場や店舗前の歩行者通路を大胆かつ快適なダイニング空間に変身)とエンターテインメントの提供が当期も引き続きお客様に好評だった結果、売上高は前年比238.8%増、コロナ前の2019年度比でも209.9%増の16億6百万円と大幅な増収を実現し、営業利益は1億33百万円、営業外収益に従業員雇用継続税額控除による受取還付金90百万円を計上したことから経常利益は2億43百万円、当期純利益はPPPローン返済免除利益1億48百万円の特別利益計上により3億77百万円と、近年続いた赤字経営から黒字転換を実現致しました。

以上の結果、当社グループの連結業績は、売上高は前年比68.9%増の95億73百万円、営業利益7億27百万円(前年は11億75百万円)、経常利益10億66百万円(前年は11億2百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益10億46百万円(前年は15億9百万円)となりました。

目標とする経営指標につきましては、当連結会計年度は経済支援対策などの特殊事情も加わった大幅な業績改善により、ROA(総資産経常利益率)15.7%(目標10%)、ROE(株主資本当期純利益率)41.2%(目標5%)となりました。また、既存店売上高の前年比は80.5%の増収となりました。

財政状態及びキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原材料費、人件費及び店舗支払家賃等の営業費用であり、設備投資資金需要のうち主なものは、新規出店及び既存店の改装等であります。

従いまして、運転資金と設備投資資金については営業キャッシュ・フローで充当するとともに、必要に応じて金融機関等からの借入れによる資金調達を実施し充当しております。また資金調達においては、安定的な経営を続けるために必要な流動性を確保しながら金融情勢を勘案し、長期資金を中心とした安定資金を重点的に調達しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において、国内の新規出店を中心に総額314百万円の設備投資（建設仮勘定を含む。）を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (名)
		建物及び 構築物	車輛 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		
東京都 30店舗	店舗設備	652,912		42,334	1,912,340 (1,037.5)	1,400	2,608,988	103
千葉県 2店舗	店舗設備	49,975		4,060			54,035	13
神奈川県 2店舗	店舗設備	511		1,071			1,582	7
愛知県 5店舗	店舗設備	151,311		23,617			174,928	5
埼玉県 1店舗	店舗設備							2
栃木県 1店舗	店舗設備	22,909		995			23,905	4
東京都 2店舗	製造設備 店舗設備	10,737		8,515			19,253	6
本社 (東京都港区)	本社機能	2,829	1,478	1,471		7,985	13,764	45

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数に臨時従業員の人員は含まれておりません。

(2) 在外子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				合計	従業員数 (名)
			建物及び 構築物	車輛 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)		
グローバル ダイニング、 インク・オブ カリフォルニア	米国カリフォル ニア州 2店舗	店舗設備	354,128		108,965	756,847 (1,895.6)	1,219,940	15

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数に臨時従業員の人員は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の売却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,896,000
計	16,896,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,360,300	10,360,300	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株であります。
計	10,360,300	10,360,300		

(注) 提出日現在の発行数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2015年11月24日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 4 名、当社従業員88名 当社子会社従業員 1 名
新株予約権の数	175個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	0個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 17,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 362円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2017年12月16日～2025年11月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 362円 資本組入額 181円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任或いは使用人の定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内容に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、本新株予約権割当日後、当社が株式分割、または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の 1 株当たりの時価」を「処分前の 1 株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

更に、前述のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価格を調整して得られる再編後行使金額に上記（注）3(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の内容に定める「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」（下記）に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権割当契約に定める「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は下記のとおりとする。
- (1) 当社は、前述の「新株予約権を行使することができる期間」の行使期間到来前に終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、前述の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

決議年月日	2020年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社執行役員3名、当社従業員2名、当社子会社従業員1名
新株予約権の数	1,700個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	0個 [100個] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 170,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 157円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年5月16日～2030年3月27日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 157円 資本組入額 79円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、割当日時点における地位（当社及び当社子会社の取締役、執行役員または従業員たる地位をいう。以下、同じ。）と同等の地位であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内容に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

2. 新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
4. 新株予約権者またはその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を行使することができる。但し、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - (1) 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで
 - (2) 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで
 - (3) 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで
 - (4) 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前述の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の内容に定める「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」（下記）に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権割当契約に定める「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記（注）6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、前述の「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

決議年月日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社執行役員1名
新株予約権の数	2,000個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 200,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 335円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年5月18日より2031年3月26日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 335円 資本組入額 168円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、割当日時点における地位(当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、執行役員たる地位をいう。以下、同じ。)と同等の地位であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内容に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(以下、「割当日」という)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

2. 新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権者またはその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を行使することができる。但し、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- (1) 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで
 - (2) 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで
 - (3) 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで
 - (4) 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前述の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の内容に定める「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」（下記）に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権割当契約に定める「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記（注）6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、前述の「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 2017年1月1日 至 2017年12月31日(注1)	56,900	10,138,000	4,574	1,478,831	4,574	2,133,831
自 2018年1月1日 至 2018年12月31日(注2)	87,400	10,225,400	6,612	1,485,443	6,612	2,140,443
自 2019年1月1日 至 2019年12月31日(注3)	2,300	10,227,700	169	1,485,613	169	2,140,613
自 2020年1月1日 至 2020年12月31日(注4)	5,100	10,232,800	1,455,539	30,073	2,110,539	30,073
自 2021年1月1日 至 2021年12月31日(注5)	127,500	10,360,300	11,937	42,010	11,937	42,010

- (注) 1. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が56,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,574千円ずつ増加しております。
2. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が87,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,612千円ずつ増加しております。
3. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が2,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ169千円ずつ増加しております。
4. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が5,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ373千円ずつ増加いたしました。2020年11月6日に実施した減資により、資本金が1,455,912千円、資本準備金が2,110,912千円それぞれ減少しております。
5. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が127,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ11,937千円ずつ増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	18	31	23	22	3,352	3,448	
所有株式数 (単元)		8	1,924	9,255	9,957	100	82,229	103,473	13,000
所有株式数 の割合(%)		0.01	1.86	8.94	9.62	0.10	79.47	100.00	

- (注) 1. 自己株式651株は、「個人その他」に6単元、「単元未満株式の状況」に51株含まれております。
2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
長谷川 耕造	東京都渋谷区	6,293	60.75
株式会社スペースラブ	東京都港区南青山7丁目1-5	792	7.65
ハセガワインターナショナル トレードカンパニー(常任代理 人 株式会社グローバルダイニ ング)	10687 SOMMA WAY.LA.CA 90077 USA (東京都港区南青山7丁目1-5)	626	6.05
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT(常 任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND(東京都新宿区新宿6丁目2 7番30号)	146	1.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(千代 田区丸の内2丁目7-1決済事業部)	144	1.39
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	119	1.15
株式会社古舘篤臣総合事務所	千葉県柏市柏1丁目2-35-8階	112	1.08
小林 庸麿	東京都世田谷区	63	0.61
小石 栄二	東京都新宿区	24	0.23
TWO SIGMA INTERNATIONAL CORE PORTFOLIO, LLC(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京 支店)	100 AVENUE OF THE AMERICAS, 16TH FLOOR NEW YORK NY 10013 US(東京都新 宿区新宿6丁目27番30号)	21	0.21
計	-	8,342	80.53

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,346,700	103,467	同上
単元未満株式	普通株式 13,000		
発行済株式総数	10,360,300		
総株主の議決権		103,467	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれておりません。

2. 「単元未満株式」には当社所有の自己株式51株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 グローバルダイニング	東京都港区南青山 7丁目1-5	600		600	0.01
計		600		600	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	80	13
当期間における取得自己株式	40	12

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分 割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	651		691	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元が重要な経営施策の一つであるとの認識の下、企業価値及び株主価値の持続的な向上を目指し、収益基盤の強化と財務体質の健全化の両立を図りつつ、成長投資と株主資本の充実とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、取締役会であります。

内部留保資金につきましては、新規出店の設備投資及びシステム整備など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用することで、将来の事業展開を通じて株主に還元していくこととしております。

当期期末配当金につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益10億46百万円を計上したものの、コロナ禍を乗り切るための借入金等の負債が増大しており、今後も外食産業は厳しい事業環境が続くと予想されますため、財務体質の健全性を最重要課題と位置づけ、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会決議により行う旨定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業理念及び社訓に基づき、長期的成長を達成し株主価値を向上させ、従業員に自己価値向上の場を提供し、お客様と社会から必要とされるために、品質と革新性、創造性で常に時代に先駆けること、法令を遵守した透明性の高い経営を実現することが必要であり、そのためには経営の執行と監督の分離が重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会制度を選択しており、取締役会、監査等委員会を設置しております。監査等委員である取締役3名を含む取締役7名によって構成される取締役会と、社外取締役2名（弁護士並びに公認会計士）を含む監査等委員3名によって構成される監査等委員会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。また、社外取締役の非業務執行の取締役体制で監査・監督の実行性を向上させることで、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、迅速かつ透明性の高い意志決定の経営を行うことを目的としております。当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。

< 取締役会 >

当社の取締役会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は原則3ヶ月に1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営の意思決定を行っております。当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。

取締役会の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役 社長	長谷川 耕 造
取締役 副社長	小 林 庸 磨
取締役 最高財務責任者	中 尾 慎太郎
取締役 最高マーケティング責任者	トゥードル・ルチアン・シルビウ
監査等委員長	藤 本 三 郎
監査等委員（社外）	大 島 明 子（岡本 明子）
監査等委員（社外）	川 井 隆 史

< 監査等委員会 >

当社の監査等委員会は、提出日現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と連携しリスク管理体制の構築に努めております。また、定時監査等委員会を原則として年間12回開催し、協議が必要な事項の発生時は、臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員長は監査等委員と適宜、情報・意見交換を行い経営監視機能の向上をはかっております。

監査等委員会の構成員は、監査等委員長を機関の長として、次のとおりであります。

監査等委員長	藤 本 三 郎
監査等委員（社外）	大 島 明 子（岡本 明子）
監査等委員（社外）	川 井 隆 史

< 全社リーダー会議 >

取締役会で決定した経営基本方針に基づき、原則として毎月2回以上開催し、取締役会より委任された事項の意思決定、経営に関する重要な事項の協議のほか、地域単位のセンター事業報告及び、取締役会で決定した営業方針の計画・審議・管理・決定等を行っております。また、当全社リーダー会議では、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会を設置し、リスクの予防策、発生時の早期対応、再発防止策の策定を協議するほか、コンプライアンス上重要な問題を審議しております。

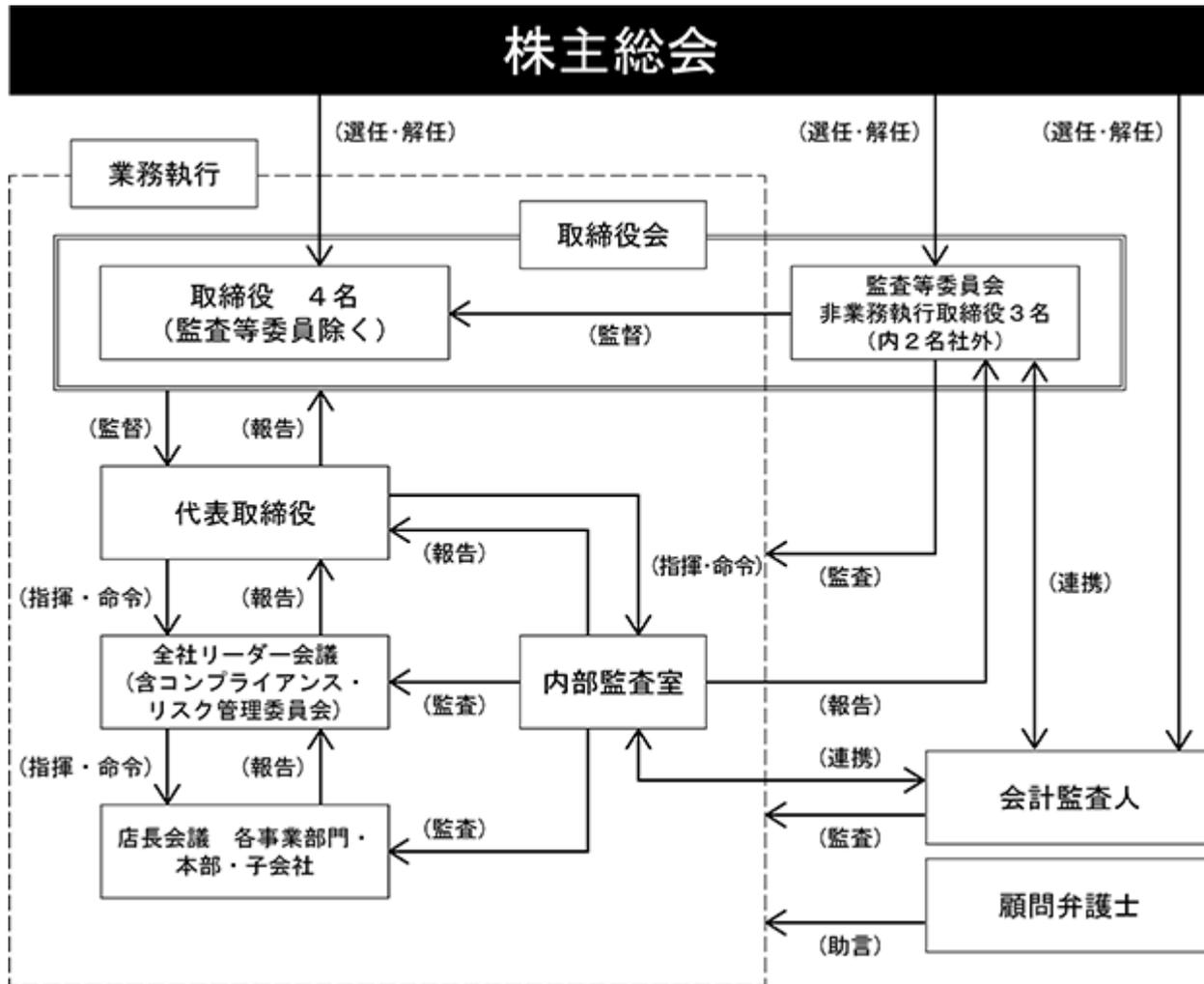
全社リーダー会議の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役 社長	長谷川 耕 造
取締役 副社長	小 林 庸 磨
取締役 最高財務責任者	中 尾 慎太郎
監査等委員	藤 本 三 郎
その他	各事業部門長、本部部門長、内部監査室

< 会社の機関・内部統制の関係 >

会社の機関・内部統制の関係は、以下のとおりであります。

(提出日現在)



□ . 当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会制度を採用しており、経営監視機能として有効であり、社外取締役2名を含む監査等委員並びに監査等委員会による客観的で中立的な経営監視機能を備えることで、経営の透明性、公正性を確保しており、当該体制により適切なコーポレート・ガバナンスが構築できるものと考えております。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

< 内部統制システムの整備の状況 >

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決定し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上の疑義ある行為について、取締役と全ての従業員が、社内の通報窓口へ通報出来る制度を整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとして、未然防止のための牽制、迅速な対応の取れる体制の整備を行っております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するものとします。

3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は3ヶ月に1回以上定例で開催され、全社リーダー会議を原則月2回定期的で開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、監査等委員以外の取締役、監査等委員長及び各部門長により構成された全社リーダー会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとします。また、当社は、子会社について、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をするものとします。子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議のうえ、決定するものとします。当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果を定期的に取り締り委員会、監査等委員会及び全社リーダー会議に報告するものとします。内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとします。

5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これに応じるものとします。監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、当社の監査等委員会以外の取締役及び使用人は監査環境の整備に協力するものとします。

6) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものとします。使用人は、監査等委員会の業務を補助するにあたって、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

7) 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人は、当社又は当社グループの業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。前記に関わらず、当社の監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとします。また、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び使用人に対し、人事その他の一切の点に関して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針、並びに、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため

の体制

- (イ) 各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた年間計画に従って監査等委員以外の取締役の職務執行の監査を行うものとします。
- (ロ) 監査等委員長は、全社リーダー会議その他重要会議に出席するものとします。
- (ハ) 監査等委員会、内部監査室及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとします。
- (ニ) 監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、監査等委員以外の取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとします。
- (ホ) 監査等委員以外の取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力するものとします。
- (ヘ) 監査等委員会は、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を当社に請求することができ、当社は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

9) 財務報告の適正を確保するための体制

当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施するものとします。内部監査室が独立した立場から内部統制システムの整備、運用状況を継続的に評価し、評価結果を代表取締役社長に報告するものとします。

< リスク管理体制の整備の状況 >

当社グループにおける組織横断的なリスクについては、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、当社及び当社グループに適用される「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとしております。また、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの防止と早期発見に努めております。

< 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況 >

当社子会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全状況等の報告を受け管理しております。また、定期的開催する子会社とのリモートでの経営会議には、子会社の統括責任者、財務責任者が出席し、職務の執行に関する報告を受けるとともに、グループとしての経営状況に関する情報とコーポレート・ガバナンスの強化やコンプライアンスについての取り組みを共有するほか、適宜、取締役が子会社へ出向き改善に取り組んでおります。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備の状況 >

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることをすべての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。

< 責任限定契約の内容の概要 >

当社は、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、非業務執行取締役（監査等委員である取締役三氏）との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

< 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 >

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

その他当社定款規定について

< 取締役の定数 >

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内とし、この他監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

<取締役等の選任の決議要件>

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

<株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項>

1) 取締役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

2) 取締役会の決議による剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするため、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

3) 取締役会の決議による中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

<株主総会の特別決議要件>

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.29%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	長谷川 耕造	1950年3月9日生	1973年10月 1985年2月 2004年3月 2010年3月	有限会社長谷川実業設立代表取締役 長谷川実業株式会社(現株式会社グロー バルダイニング)代表取締役 当社取締役、代表執行役社長 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	6,293
取締役副社長	小林 庸磨	1973年4月17日生	1992年4月 1997年6月 1999年7月 2001年3月 2002年4月 2009年4月 12月 2010年3月 10月 2011年8月 2012年3月 2021年3月	株式会社ホテルクレスト入社 株式会社J.Kレストランサービス入社 当社入社 当社代官山モンズーンカフェチーフ 当社モンズーンカフェコンセプトシェフ 当社執行役モンズーンカフェコンセプト シェフ 当社執行役モンズーンカフェ センター リーダー 当社モンズーンカフェ センターリー ダー 当社モンズーンカフェコンセプトシェフ 当社執行役員総料理長兼モンズーンカ フェコンセプトシェフ 当社取締役総料理長 当社取締役副社長(現任)	(注)2	63
取締役 最高財務責任者	中尾 慎太郎	1978年2月12日生	2009年11月 2010年10月 2011年10月 2012年4月 2014年4月 2020年3月	公認会計士試験合格 当社入社 財務経理グループ勤務 当社財務経理グループチームリーダー 当社財務経理グループリーダー 当社執行役員 最高財務責任者 当社取締役 最高財務責任者(現任)	(注)2	1
取締役 最高マーケティング 責任者	トゥードル・ル チアン・シルビ ウ	1987年3月19日生	2006年1月 2008年5月 2010年1月 7月 2011年12月 2013年3月 2014年2月 2015年10月 2016年4月 11月 2017年3月 2019年10月 2020年1月 6月 2021年3月 2022年1月	パー ワシントン(イタリア・ローマ)入 社 パリスタ兼ウェ이터 ホテル リベルシャトー(イタリア・ロー マ)入社 パリスタ兼ウェ이터 同ホテル退職 当社にアルバイト入社 権八お台場勤務 当社モンズーンカフェ舞浜勤務 同店正社員登用 サービスマネージャー就任 当社カフェ ラ・ボエムお台場店長 当社渋谷クアリタ店長 当社ラ・ボエム2店舗を統括するジュニア オペレーティングディレクター(JOD) 海外出向準備のため渋谷クアリタ店長に専 念 グローバルダイニング、インク・オブ カ リフォルニア(米国子会社)へ出向 ラ・ボエムロサンゼルス店ゼネラルマネ ージャー 同社1212(twelve twelve)店ゼネラルマ ネージャー 同社2店舗を統括 同社最高執行責任者(現任) 当社取締役 当社取締役 最高マーケティング責任者 (現任)	(注)2	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	藤本 三 郎	1949年 8 月 5 日生	1973年 4 月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	(注) 3	
			1991年 1 月	同行茅ヶ崎支店融資課長		
			1993年 2 月	交通情報サービス株式会社（現日本エンタープライズ株式会社）出向 総務部経理課長		
			2003年 5 月	独立行政法人（現国立研究開発法人）科学技術振興機構出向 科学技術理解増進部 事務参事		
			2009年 9 月	同機構へ転籍 理数学習支援センター 事務参事		
			2014年 4 月	株式会社湘南グリーンサービス 顧問（現任）		
			2016年 3 月	当社取締役（監査等委員）（現任）		
取締役 (監査等委員)	大島 明子 (岡本 明子)	1980年10月28日生	2008年12月	弁護士登録（東京弁護士会） 松田綜合法律事務所入所（企業法務、事業再生、不動産、労務、一般民事担当弁護士）	(注) 3	
			2013年 8 月	一般社団法人と信管理協会管理士・同協会資格試験委員		
			2015年 8 月	プライスウォーターハウスクーパース株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）出向（～2016年 8 月）		
			11月	千葉商科大学特別講師		
			2017年11月	東京弁護士会食品安全関係法研究会会員（現任）		
			2018年 3 月	当社取締役（監査等委員）（現任）		
			2021年 1 月	松田綜合法律事務所パートナー弁護士（現任）		
取締役 (監査等委員)	川 井 隆 史	1964年 3 月 4 日生	1988年 4 月	国民金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫	(注) 3	
			1992年 9 月	アーサーアンダーセン（現有限責任あずさ監査法人）入所		
			1996年 9 月	日本コカ・コーラ株式会社入社		
			2002年 1 月	GEコンシューマーファイナンス C&SF部門ディレクター		
			2006年 3 月	株式会社メディックグループ 専務取締役管理本部長		
			2008年 9 月	株式会社リードビジネスインフォメーション ファイナンスディレクター		
			2009年 6 月	株式会社イントラスト 財務経理部長		
			2011年 4 月	川井公認会計士事務所代表（現任）		
			2016年 2 月	ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社 代表取締役社長（現任）		
			2021年 6 月	ナノキャリア株式会社取締役（監査等委員・社外）（現任）		
			2022年 3 月	当社取締役（監査等委員）（現任）		
計						6,357

- (注) 1. 大島明子（旧姓：岡本明子）、川井隆史の両氏は、監査等委員である社外取締役であります。
2. 2021年12月期に係る定時株主総会終結の時から2022年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2021年12月期に係る定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社は監査等委員会設置会社であります。委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 藤本三郎、委員 大島明子（岡本明子）、委員 川井隆史
5. 監査等委員である社外取締役澤健介氏は、2022年 3 月26日開催の当社第49期定時株主総会終結をもって任期満了となり、退任いたしました。

(注) 6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
久保 達弘	1978年3月14日生	2005年10月	弁護士登録(現在、東京弁護士会) フレッシュフィールズ ブルックハウス デ リンガー法律事務所 東京オフィス入所	(注)	
		2009年10月	三井物産株式会社出向(～2011年6月)		
		2011年8月	米国ペンシルベニア大学ロースクール留学		
		2012年5月	同ロースクール法学修士課程卒業		
		9月	フレッシュフィールズ ブルックハウス デ リンガー法律事務所東京オフィス退所		
		10月	松田総合法律事務所入所		
		2016年4月	同法律事務所パートナー弁護士(現任)		

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

社外取締役の状況(監査等委員である社外取締役)

当社の社外取締役は、監査等委員である社外取締役2名であります。

監査等委員である社外取締役の大島明子(岡本明子)氏は、弁護士の資格を有し、法律の専門家としての知識・見識と客観的な視点から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。大島明子(岡本明子)氏と当社との間に特別な利害関係はないものと判断しております。監査等委員である社外取締役の川井隆史氏は、会計及び財務に関する知見を活かした公認会計士としての専門的見地から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。川井隆史氏と当社との間には、特別な利害関係はないものと判断しております。

当社は、社外取締役の選任につきまして、各役員のビジネス経験、専門性及び独立性などを総合的に勘案し、決定しております。なお、社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席するとともに、内部監査室及び会計監査人と相互に連携して効率的な監査を実施するよう努めており、客観的な立場による監視機能強化の役割を担っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

当社の監査等委員会は3名の監査等委員（うち監査等委員である社外取締役2名）で構成されております。当社は常勤監査等委員を選任しておりませんが、監査等委員長を選任し、特定監査等委員を兼任しております。監査等委員会監査では、監査等委員会で策定した監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会等の重要な会議に出席する他、取締役等から報告聴取、重要な決裁書類を閲覧する等の監査業務により、取締役の職務遂行を監査・監督しております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査部門と相互に情報・意見の交換を定期的に行うなど連携を保ち、監査の質的向上と効率化に努めております。なお、監査等委員である社外取締役澤健介氏は公認会計士の資格を有しており財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である大島明子氏は弁護士士の資格を有しており企業法務を始め法律全般に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。

b. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

監査等委員会における主な検討事項として、監査の基本方針及び監査計画の作成、取締役会の運営状況をはじめ、当グループのコーポレート・ガバナンスや内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の業務遂行の評価などを主な重要監査事項として審議しております。また、監査等委員長を選任し、主な活動としては監査等委員会の議長を務めるとともに、取締役会や全社リーダー会議、子会社との営業報告会議など重要会議への出席、重要書類の閲覧結果や取締役及び従業員の業務執行の状況を監査等委員会にて報告・共有し、社外監査等委員から中立的・客観的な意見を求め、監査の実効性及び効率性を高めております。当社は、原則として年間12回、また必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。当事業年度においては監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
監査等委員長 藤本 三郎	13回	13回
監査等委員（社外） 澤 健介	13回	13回
監査等委員（社外） 大島 明子 （岡本 明子）	13回	13回

内部監査の状況

当社の内部監査体制は、当社グループの内部監査機能の強化を図るため、社長直轄組織として内部監査室（提出日現在1名）が、他の管理部門、業務部門から独立した形で設置しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及び当社グループの安定的発展のため、業務活動全般における合理性や効率性及び法令、定款、社内規程の遵守状況並びに内部統制システム及びリスク管理体制の有効性に重点を置いた経営管理監査を実施しております。内部監査室は、年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査等委員会に事前に報告を行うとともに、監査の結果を定期的に代表取締役社長及び監査等委員会に対して報告しております。監査等委員会は必要に応じ内部監査室に追加監査の実施を求めること、不定期に当社グループの監査状況を聴取できるものとしております。

会計監査人と内部監査室、監査等委員会との連携については、随時可能な状況を構築しており、監査結果について互いに共有しあうことにより、三様監査の実効性・効率性を高め、業務運営の適正化確保に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 監査業務を執行した社員の氏名

業務執行社員 野 水 善 之

業務執行社員 島 藤 章太郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者3名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っている。この評価については上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査等委員・経理部門等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、EY新日本有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,050		25,000	
連結子会社				
計	23,050		25,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する報酬は、監査法人より監査計画の範囲・内容・日数・時間などの相当性を検証し、会社法の定めに従い監査等委員会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第49期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日） EY新日本有限責任監査法人

第50期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日） 明星監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

イ. 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

1) 選任する監査公認会計士等の名称

明星監査法人

2) 退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 当該異動の年月日

2022年3月26日

ハ. 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2013年3月23日

ニ. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

ホ. 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2022年3月26日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、当社グループの事業形態に適した監査対応と監査費用の相当性等について他の監査法人と比較検討してまいりました。会計監査人に必要とされる専門性、独立性、効率性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、新たに明星監査法人を会計監査人として選任するものであります。

ヘ. 上記（ホ）の理由及び経緯に対する意見

1) 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

2) 監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、当社取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等について協議し、2021年2月12日開催の取締役会において、上記方針について決議しています。

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

基本方針

- ・取締役の報酬等の内容の決定においては、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、企業理念や経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度の実現を目指すものとする。
- ・報酬水準は、外部機関から公表された報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準を設定する。

報酬体系の枠組み

報酬等の種類		取締役（監査等委員を除く）	取締役監査等委員
固定	例月報酬（金銭）	支給	支給
	通常型ストック・オプション（非金銭）	支給 原則就任（新任）時に付与	

取締役（監査等委員を除く）の報酬等

株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、代表取締役社長が報酬案を作成し、取締役会での数回に渡る審議の上、3分の2以上の賛成をもって決定しております。「例月報酬（金銭）」は同業他社等の動向を参考に、職位、就任年数、職責、経営に対する貢献度等を総合的に勘案して算定しており、「通常型ストック・オプション（非金銭）」は当社の経営環境や「例月報酬」の水準を勘案し、インセンティブ報酬として機能するよう、原則、取締役就任（新任）時に10万株（各役員毎）を付与する方針としております。なお、取締役就任以前に大量かつ有利な条件のストック・オプションを付与されている場合には、付与株数の調整や行使期間の終了時期などを勘案して付与の時期を決定することとしております。「例月報酬（金銭）」と「通常型ストック・オプション（非金銭）」との構成比率については、同等程度（大きく乖離しない）となるよう見直すものとしております。

監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等につきましては、業務執行から独立した立場であることから、インセンティブ報酬は相応しくないため、固定報酬（例月金銭）のみとし、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員会の協議を経て決定しております。

ロ．役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日につきましては、2016年3月26日開催の第43期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額1億円以内（うち社外取締役360万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額800万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（社外取締役選任なし）、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続の概要

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は設置しておりませんので、該当事項はありません。

ニ．当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

イ．に記載の通り、代表取締役社長が報酬案を作成し、社内役員での審議を経た上で、監査等委員に諮問し、答申を受ける機会を数回経たのち、取締役会の3分の2以上の賛成をもって決定しております。

ホ．従業員の報酬等における業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針の内容

当社の従業員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

ヘ．当事業年度に係る取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員を除く）各個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適した代表取締役社長が報酬案を作成しており、決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行った上で、上述イ にありますとおり、報酬議案に関しては取締役会において3分の2以上の賛成を要するものと規定しておりますことから、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック・ オプション	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	52,973	47,870	5,103			4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	2,950	2,950				1
社外役員	3,600	3,600				2

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与は含まれておりません。

2．上記ストック・オプション支給額は当期中に費用計上した金額であります。

3．非金銭報酬等として、2021年4月30日開催の取締役会決議に基づき、取締役（監査等委員を除く）2名に対し、ストック・オプションとして新株予約権を18万株付与いたしました。当該新株予約権の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、時価の変動や配当により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式としておりますが、純投資目的である投資株式については保有しないことを原則としております。純投資目的以外の目的である投資株式につきましては、重要な取引先との関係強化や取引の維持継続、当社事業へのシナジー効果が期待できるなど、当社の中長期的な企業価値向上を目的として保有する株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した取引先等の株式を政策保有株式として保有しております。政策保有株式の保有継続の合理性の検証にあたっては、資本コストも踏まえた上で慎重に精査し、検討しております。

現在保有している政策保有株式については、保有目的は適切であり、リスクを踏まえても十分な便益が得られている等、保有の合理性が認められると判断しております。なお、毎年、担当部門にて個別の政策保有株式について、保有の意義、経済合理性等を総合的に判断し、保有の合理性が認められなくなった政策保有株式については売却を検討することとしております。また、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、原則としてすべての議決権を行使することとしております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	5,751
非上場株式以外の株式	1	12,010

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループ	19,220	19,220	円滑な金融取引の維持のため	無
	12,010	8,766		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であるため、記載しておりません。なお、保有の合理性につきましては、個別銘柄ごとに便益とリスク等を総合的に勘案し検証しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等の適切な把握及び的確な対応を出来るようにするため、監査法人及び各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	321,357	1,850,873
受取手形及び売掛金	212,069	300,582
商品及び製品	8,983	14,928
原材料及び貯蔵品	122,967	178,560
その他	216,080	130,880
流動資産合計	881,458	2,475,826
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 7,261,160	1 7,035,945
減価償却累計額	5,311,894	5,041,051
減損損失累計額	815,254	749,577
建物及び構築物(純額)	1,134,010	1,245,316
土地	1 2,593,534	1 2,669,337
その他	252,300	216,210
有形固定資産合計	3,979,846	4,130,864
無形固定資産		
ソフトウェア	2,067	1,321
無形固定資産合計	2,067	1,321
投資その他の資産		
差入保証金	1,049,176	1,041,200
その他	22,146	35,955
投資その他の資産合計	1,071,323	1,077,156
固定資産合計	5,053,237	5,209,342
資産合計	5,934,695	7,685,169

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	228,891	288,036
短期借入金	1 730,000	1 208,096
1年内返済予定の長期借入金	1 252,639	1 384,560
リース債務	22,536	22,536
未払費用	477,424	595,919
未払法人税等	92,868	27,153
店舗閉鎖損失引当金	10,332	-
資産除去債務	22,360	-
その他	455,503	703,486
流動負債合計	2,292,555	2,229,788
固定負債		
長期借入金	1 958,057	1 1,580,042
リース債務	105,498	82,962
繰延税金負債	33,353	33,671
退職給付に係る負債	40,374	43,822
資産除去債務	549,051	571,605
固定負債合計	1,686,335	2,312,103
負債合計	3,978,890	4,541,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,073	42,010
資本剰余金	3,596,898	2,141,968
利益剰余金	1,453,185	1,059,690
自己株式	320	333
株主資本合計	2,173,466	3,243,336
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,265	4,963
為替換算調整勘定	231,346	116,086
その他の包括利益累計額合計	229,081	111,123
新株予約権	11,420	11,063
純資産合計	1,955,805	3,143,276
負債純資産合計	5,934,695	7,685,169

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	5,667,513	9,573,176
売上原価	6,133,802	7,908,753
売上総利益又は売上総損失()	466,289	1,664,423
販売費及び一般管理費		
信販手数料	90,277	187,112
給料	347,039	361,633
退職給付費用	4,446	5,038
その他	267,525	383,466
販売費及び一般管理費合計	709,289	937,251
営業利益又は営業損失()	1,175,578	727,172
営業外収益		
受取還付金	-	1 90,071
協力金収入	-	2 235,854
その他	87,126	41,937
営業外収益合計	87,126	367,862
営業外費用		
支払利息	13,741	20,785
為替差損	-	7,235
その他	218	397
営業外費用合計	13,960	28,418
経常利益又は経常損失()	1,102,412	1,066,616
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	1,606	-
受取立退料	265,279	-
債務免除益	-	3 148,195
特別利益合計	266,885	148,195
特別損失		
減損損失	4 482,629	4 142,453
店舗閉鎖損失	5 114,551	-
特別損失合計	597,181	142,453
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,432,707	1,072,358
法人税、住民税及び事業税	10,650	27,153
法人税等調整額	87,294	803
法人税等合計	76,644	26,349
当期純利益又は当期純損失()	1,509,352	1,046,008
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,509,352	1,046,008

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	1,509,352	1,046,008
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,331	2,698
為替換算調整勘定	65,529	115,260
その他の包括利益合計	1 67,861	1 117,958
包括利益	1,577,213	1,163,967
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,577,213	1,163,967
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,485,613	2,140,613	56,166	320	3,682,072
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	373	373			746
減資	1,455,912	1,455,912			
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,509,352		1,509,352
自己株式の取得					
欠損填補					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,455,539	1,456,285	1,509,352		1,508,605
当期末残高	30,073	3,596,898	1,453,185	320	2,173,466

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,596	165,817	161,220	20,139	3,540,990
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					746
減資					
親会社株主に帰属する当期純損失()					1,509,352
自己株式の取得					
欠損填補					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,331	65,529	67,861	8,718	76,579
当期変動額合計	2,331	65,529	67,861	8,718	1,585,185
当期末残高	2,265	231,346	229,081	11,420	1,955,805

当連結会計年度(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,073	3,596,898	1,453,185	320	2,173,466
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	11,937	11,937			23,874
減資					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,046,008		1,046,008
自己株式の取得				13	13
欠損填補		1,466,867	1,466,867		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	11,937	1,454,930	2,512,876	13	1,069,869
当期末残高	42,010	2,141,968	1,059,690	333	3,243,336

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,265	231,346	229,081	11,420	1,955,805
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					23,874
減資					
親会社株主に帰属する当期純利益					1,046,008
自己株式の取得					13
欠損填補					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,698	115,260	117,958	357	117,601
当期変動額合計	2,698	115,260	117,958	357	1,187,471
当期末残高	4,963	116,086	111,123	11,063	3,143,276

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,432,707	1,072,358
減価償却費	185,757	183,462
減損損失	482,629	142,453
店舗閉鎖損失	73,007	-
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	72,710	10,332
受取利息及び受取配当金	884	670
支払利息	13,741	20,785
受取立退料	265,279	-
受取還付金	-	90,071
協力金収入	-	235,854
債務免除益	-	148,195
為替差損益(は益)	4,820	7,235
売上債権の増減額(は増加)	146,349	88,501
たな卸資産の増減額(は増加)	48,384	60,442
仕入債務の増減額(は減少)	149,284	58,925
未払費用の増減額(は減少)	115,857	117,099
未払消費税等の増減額(は減少)	25,162	191,931
その他	272,461	16,655
小計	562,335	1,143,529
利息及び配当金の受取額	884	670
利息の支払額	13,900	19,993
立退料の受取額	270,000	-
還付金の受取額	-	90,071
協力金の受取額	-	235,854
法人税等の支払額	-	54,921
法人税等の還付額	-	22,282
営業活動によるキャッシュ・フロー	305,350	1,417,492
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	82,985	314,003
無形固定資産の取得による支出	990	-
資産除去債務の履行による支出	464,562	43,300
差入保証金の差入による支出	13,393	26,363
差入保証金の回収による収入	52,958	135,054
その他	131	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	509,103	248,613
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	730,000	521,904
長期借入れによる収入	390,095	1,132,879
長期借入金の返済による支出	289,668	250,787
リース債務の返済による支出	10,167	22,536
ストックオプションの行使による収入	571	17,530
その他	-	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	820,831	355,168
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,163	5,468
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,213	1,529,516
現金及び現金同等物の期首残高	319,143	321,357
現金及び現金同等物の期末残高	1 321,357	1 1,850,873

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア(米国)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(a) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

(a) 商品及び製品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(b) 原材料

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(c) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~41年

工具、器具及び備品 3~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社には退職金制度はありません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

なお、当連結会計年度末においては、残高はありません。

ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

飲食事業における有形固定資産	4,130,864千円
減損損失	142,453千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる売上高成長率であります。新型コロナウイルス感染症については、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、コロナ禍の影響は2022年中にかけて徐々に回復が進み収束に向かうことを前提としております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドランス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定資産」の「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定資産」に表示していた「リース資産」116,349千円、「その他」135,951千円は、「その他」252,300千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「雇用調整助成金」、「協賛金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「雇用調整助成金」39,589千円、「協賛金収入」8,855千円、「その他」38,681千円は、「その他」87,126千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用の増減額」、「差入保証金の増減額」、「未収入金の増減額」、「未払金の増減額」、「前受収益の増減額」、「預り金の増減額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前払費用の増減額」22,468千円、「差入保証金の増減額」206,427千円、「未収入金の増減額」93,539千円、「未払金の増減額」22,665千円、「前受収益の増減額」7,957千円、「預り金の増減額」181,010千円、「その他」13,283千円は、「その他」272,461千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店に伴う新たな情報の入手に基づき、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増額を变更前の資産除去債務残高に20,915千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、全額減損損失として処理をしており、当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は20,915千円減少しております。

(追加情報)

(会計上の見積り)

コロナ禍に伴う経済への影響については、前連結会計年度末時点において入手可能な情報等を踏まえ、緩やかに回復が進み2021年中には収束し、2022年からは従来の水準に回復することを想定していましたが、当連結会計年度末(2021年12月)においても影響は継続しております。

新型コロナウイルス感染症について、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、コロナ禍の影響は2022年中にかけて徐々に回復が進み収束にむかうと仮定して、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 下記のとおり債務の担保に供しております。

担保資産

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
建物及び構築物	466,769千円	448,166千円
土地	1,912,340千円	1,912,340千円
合計	2,379,110千円	2,360,506千円

債務の内容

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
短期借入金	730,000千円	208,096千円
1年内返済予定の長期借入金	235,796千円	294,536千円
長期借入金	492,146千円	644,042千円
合計	1,457,942千円	1,146,674千円

(連結損益計算書関係)

1 受取還付金

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

米国で成立したCoronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act (CARES Act : コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法) 及びConsolidated Appropriations Act 2021 (CAA2021 : 2021年統合歳出法) に基づき、米子会社にて計上した還付税額であります。

2 協力金収入

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

商業施設内に outlet している店舗の営業時間短縮等に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金であります。

3 債務免除益

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

米子会社が新型コロナウイルス感染症に係る雇用保護政策であるPaycheck Protection Program (PPP : 給与保護プログラム) ローンを申請し借入しておりましたが、借入金の債務免除条件となっていた雇用保護を目的とする従業員給与等の支払に使用したことにより、返済が免除されたものであります。

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

地域	主な用途	種類	金額
東京都	店舗 (18店舗)	建物及び 構築物	370,638千円
		その他 有形固定資産	24,707千円
	遊休資産	その他 有形固定資産	15千円
神奈川県	店舗 (3店舗)	建物及び 構築物	11,722千円
		その他 有形固定資産	1,358千円
	埼玉県	店舗 (1店舗)	建物及び 構築物
その他 有形固定資産			7,613千円

当社グループは、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

その結果、営業活動から生ずる損益において、継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みがある店舗、及び使用範囲又は方法の変更により回収可能価額を著しく低下させる変化があった店舗について建物及び構築物、その他有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額482,614千円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、将来使用見込みのない遊休資産については、帳簿価額を零として減額し、当該減少額15千円を特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

地域	主な用途	種類	金額
東京都	店舗 (2店舗)	建物及び 構築物	2,965千円
		その他 有形固定資産	1,033千円
	遊休資産	その他 有形固定資産	177千円
神奈川県	店舗 (1店舗)	建物及び 構築物	17,950千円
愛知県	店舗 (2店舗)	建物及び 構築物	22,545千円
		その他 有形固定資産	97,781千円

当社グループは、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

その結果、営業活動から生ずる損益において、継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みがある店舗、及び使用範囲又は方法の変更により回収可能価額を著しく低下させる変化があった店舗について建物及び構築物、その他有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額142,276千円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、将来使用見込みのない遊休資産については、帳簿価額を零として減額し、当該減少額177千円を特別損失に計上しております。

5 店舗閉鎖損失

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

閉鎖することが確定した6店舗について、発生が見込まれる損失(主に閉鎖後の家賃等)を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,938千円	3,820千円
組替調整額		
税効果調整前	2,938千円	3,820千円
税効果額	606千円	1,122千円
その他有価証券評価差額金	2,331千円	2,698千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	65,529千円	115,260千円
その他の包括利益合計	67,861千円	117,958千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,227,700	5,100		10,232,800

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 5,100株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	571			571

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						11,420
合計							11,420

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,232,800	127,500		10,360,300

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 127,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	571	80		651

(変更事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 80株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						11,063
合計							11,063

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金	321,357千円	1,850,873千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	321,357千円	1,850,873千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗における内装設備(建物及び構築物)、POSシステム等(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年内	174,235千円	310,191千円
1年超	503,182千円	608,314千円
合計	677,417千円	918,506千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金での運用に限定し、また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であり、未払費用及び預り金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、一部変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。未払消費税等は、決算日から2か月以内に納付する予定となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、担当部署において信用調査を行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行、管理につきましては、取引及び取引限度額の設定等を、財務経理グループが取締役会において承認を得て行っており、取引結果については定例取締役会に報告を行うことになっております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理グループが預金残高の管理を行い、また、適時に資金繰計画を作成・更新することで、充分な手許流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2を参照ください)。

前連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	321,357	321,357	
(2) 受取手形及び売掛金	212,069	212,069	
(3) 投資有価証券	8,766	8,766	
資産計	542,192	542,192	
(1) 支払手形及び買掛金	228,891	228,891	
(2) 短期借入金	730,000	730,000	
(3) 未払金	96,056	96,056	
(4) 未払費用	477,424	477,424	
(5) 未払消費税等	104,916	104,916	
(6) 預り金	214,405	214,405	
(7) 長期借入金	1,210,696	1,189,676	21,020
(8) リース債務	128,034	127,397	637
負債計	3,190,424	3,168,767	21,657

当連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,850,873	1,850,873	
(2) 受取手形及び売掛金	300,582	300,582	
(3) 投資有価証券	12,010	12,010	
資産計	2,163,467	2,163,467	
(1) 支払手形及び買掛金	288,036	288,036	
(2) 短期借入金	208,096	208,096	
(3) 未払金	133,164	133,164	
(4) 未払費用	595,919	595,919	
(5) 未払消費税等	296,864	296,864	
(6) 預り金	240,873	240,873	
(7) 長期借入金	1,964,602	1,912,083	52,518
(8) リース債務	105,498	105,165	333
負債計	3,833,056	3,780,204	52,852

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払消費税等、(6) 預り金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。

(7) 長期借入金、(8) リース債務
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引い
た現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
差入保証金	1,049,176	1,041,200
出資金	5,175	5,751

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象
としておらず、出資金については「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	321,357			
受取手形及び売掛金	212,069			
合計	533,426			

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,850,873			
受取手形及び売掛金	300,582			
合計	2,151,456			

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	730,000					
長期借入金	252,639	256,352	408,736	68,346	175,360	49,260
リース債務	22,536	22,536	22,536	20,273	19,891	20,261
合計	1,005,175	278,888	431,272	88,620	195,251	69,522

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	208,096					
長期借入金	384,560	553,624	213,234	334,072	164,024	315,088
リース債務	22,536	22,536	20,273	19,891	18,703	1,558
合計	615,192	576,160	233,507	353,963	182,727	316,646

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2020年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	8,766	3,720	5,046
その他			
小計	8,766	3,720	5,046
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式			
その他	5,175	5,175	
小計	5,175	5,175	
合計	13,941	8,895	5,046

当連結会計年度(2021年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	12,010	3,720	8,290
その他			
小計	12,010	3,720	8,290
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式			
その他	5,751	5,751	
小計	5,751	5,751	
合計	17,761	9,471	8,290

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

確定給付制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、連結子会社は退職給付制度を採用しておりません。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	40,586	40,374
退職給付費用	8,834	12,819
退職給付の支払額	9,047	9,371
退職給付に係る負債の期末残高	40,374	43,822

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	40,374	43,822
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,374	43,822
退職給付に係る負債	40,374	43,822
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,374	43,822

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 8,834千円 当連結会計年度 12,819千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価の株式報酬費用	65千円	104千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	1,678千円	6,101千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	6,930千円	218千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

株主総会決議年月日	2011年3月26日	-	2020年3月28日
取締役会決議年月日	2011年9月15日	2015年11月24日	2020年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 114名	当社執行役員 4名 当社従業員 88名 当社子会社従業員 1名	当社取締役 2名 当社執行役員 3名 当社従業員 2名 当社子会社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 664,400株	普通株式 115,500株	普通株式 290,000株
付与日	2011年10月1日	2015年12月15日	2020年5月15日
権利確定条件	(注)1	(注)3	(注)4
対象勤務期間	(注)2	2年間 自 2015年11月24日 至 2017年12月15日	(注)5
権利行使期間	自 2013年10月1日 至 2021年3月25日	自 2017年12月16日 至 2025年11月23日	自 2022年5月16日 至 2030年3月27日

株主総会決議年月日	2021年3月27日
取締役会決議年月日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 200,000株
付与日	2021年5月17日
権利確定条件	(注)6
対象勤務期間	(注)7
権利行使期間	自 2023年5月18日 至 2031年3月26日

(注)1. 付与対象者として新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではありません。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

ただし、以下の時期をもって権利確定日とします。

2013年10月1日に付与数の4分の1

2015年10月1日に付与数の4分の1

2017年10月1日に付与数の4分の1

2019年10月1日に付与数の4分の1

2. 2011年10月1日から2013年9月30日 付与数の4分の1

2011年10月1日から2015年9月30日 付与数の4分の1

2011年10月1日から2017年9月30日 付与数の4分の1

2011年10月1日から2019年9月30日 付与数の4分の1

1. の権利確定条件 ~ に対応

3. 付与対象者として新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではありません。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

4. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、割当日時点における地位（当社及び当社子会社の取締役、執行役員または従業員たる地位をいいます。以下、同じ。）と同等の地位であることを要します。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。その他の条件については当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによります。
- ただし、以下の時期をもって権利確定日とします。
- 2022年5月16日に付与数の4分の1
 - 2024年5月16日に付与数の4分の1
 - 2026年5月16日に付与数の4分の1
 - 2028年5月16日に付与数の4分の1
5. 2020年5月16日から2022年5月15日 付与数の4分の1
2020年5月16日から2024年5月15日 付与数の4分の1
2020年5月16日から2026年5月15日 付与数の4分の1
2020年5月16日から2028年5月15日 付与数の4分の1
4. の権利確定条件 ~ に対応
6. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、割当日時点における地位（当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、執行役員たる地位をいう。以下、同じ。）と同等の地位であることを要します。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。その他の条件については当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによります。
- ただし、以下の時期をもって権利確定日とします。
- 2023年5月18日に付与数の4分の1
 - 2025年5月18日に付与数の4分の1
 - 2027年5月18日に付与数の4分の1
 - 2029年5月18日に付与数の4分の1
7. 2021年5月18日から2023年5月17日 付与数の4分の1
2021年5月18日から2025年5月17日 付与数の4分の1
2021年5月18日から2027年5月17日 付与数の4分の1
2021年5月18日から2029年5月17日 付与数の4分の1
6. の権利確定条件 ~ に対応

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

株主総会決議年月日	2011年3月26日		2020年3月28日
取締役会決議年月日	2011年9月15日	2015年11月24日	2020年4月30日
権利確定前			
期首(株)			190,000
付与(株)			
失効(株)			20,000
権利確定(株)			
未確定残(株)			170,000
権利確定後			
期首(株)	115,900	31,500	
権利確定(株)			
権利行使(株)	114,500	13,000	
失効(株)	1,400	1,000	
未行使残(株)		17,500	

株主総会決議年月日	2021年3月27日
取締役会決議年月日	2021年4月30日
権利確定前	
期首(株)	
付与(株)	200,000
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	200,000
権利確定後	
期首(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

株主総会決議年月日	2011年3月26日		2020年3月28日
取締役会決議年月日	2011年9月15日	2015年11月24日	2020年4月30日
権利行使価格(円)	112	362	157
行使時平均株価(円)	228.37	467.46	
付与日における1株当たりの公正な評価単価(円)	34.02		69.00
	34.25		72.00
	35.40	169	78.00
	37.28		86.00

株主総会決議年月日	2021年3月27日
取締役会決議年月日	2021年4月30日
権利行使価格(円)	335
行使時平均株価(円)	
付与日における1株当たりの公正な評価単価(円)	166.00
	181.00
	187.00
	196.00

(注) ~ は「3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況(1)ストック・オプションの内容」の権利確定条件及び対象勤務期間の ~ に対応しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ方程式
(2) 主な基礎数値及びその見積方法

配当利率	(注) 1	0.0%
予想残存期間	(注) 2	5.94年間
		6.94年間
		7.94年間
		8.94年間
安全資産利子率	(注) 3	-0.073%
		-0.044%
		-0.004%
		-0.043%
株価変動性	(注) 4	54.92%
		55.94%
		54.35%
		54.23%

- (注) 1. 直近の配当実績0円に基づいております。
2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることが困難なため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として見積もっております。なお割当日の翌日から2年を経過する毎に段階的に行使可能となる条件が設定されているため、予想残存期間の異なる4種類のオプションとして評価を行っています。
3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。
4. 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。
5. ~ は「3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況(1)ストック・オプションの内容」の権利確定条件及び対象勤務期間の ~ に対応しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	13,926千円	3,094千円
未払事業所税	5,851千円	5,207千円
未払賞与		16,146千円
退職給付に係る負債	13,965千円	15,158千円
店舗閉鎖損失引当金	3,573千円	
減損損失	150,785千円	143,305千円
減価償却超過額	52,233千円	30,970千円
海外連結子会社の税額控除	69,841千円	99,607千円
資産除去債務	197,651千円	197,718千円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	1,537,014千円	1,353,493千円
その他	6,613千円	18,445千円
繰延税金資産小計	2,051,458千円	1,883,146千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	1,537,014千円	1,350,715千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	489,152千円	506,950千円
評価性引当額小計 (注) 1	2,026,167千円	1,857,666千円
繰延税金資産合計	25,290千円	25,479千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,745千円	2,867千円
資産除去費用	56,898千円	56,283千円
繰延税金負債合計	58,643千円	59,151千円
繰延税金資産(負債)の純額	33,353千円	33,671千円

(注) 1. 評価性引当額が168,500千円減少しております。主な要因は、税務上の繰越欠損金を使用したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年12月31日)							(千円)
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	21,792	325,841	5,549			1,183,829	1,537,014
評価性引当額	21,792	325,841	5,549			1,183,829	1,537,014
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年12月31日)							(千円)
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	148,203	5,549				1,199,739	1,353,493
評価性引当額	148,203	5,549				1,196,961	1,350,715
繰延税金資産						2,777	2,777

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率		34.6%
(調整)		
住民税均等割等		1.2%
新株予約件		0.2%
評価性引当額の増減		25.1%
米国税制による影響		6.2%
海外子会社税率差異		2.4%
その他		0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		2.5%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を6年～41年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率により、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	811,624千円	571,412千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,286千円	17,998千円
時の経過による調整額	4,041千円	4,578千円
資産除去債務の履行による減少額	465,667千円	43,300千円
見積りの変更による増減額	209,127千円	20,915千円
期末残高	571,412千円	571,605千円

(4) 資産除去債務の見積りの変更の内容

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店に伴う新たな情報の入手に基づき、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に20,915千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、全額減損損失として処理をしており、当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は20,915千円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、レストラン経営を主とする飲食事業という単一セグメントであるため、記載を省略していません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略してあります。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
2,873,756	1,106,089	3,979,846

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略してあります。

当連結会計年度(自 2021年1月1日至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
7,966,322	1,606,853	9,573,176

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
2,901,228	1,229,635	4,130,864

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略してあります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

事業セグメントが単一のため、記載を省略してあります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 59.0	資金の 借入	資金の 借入(注)	134,532	長期 借入金	212,200

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

なお、取引金額には為替差損益が含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 60.8	資金の 借入	資金の 借入(注)		長期 借入金	226,024

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

なお、期末残高には為替差損益が含まれております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	190円03銭	302円35銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	147円56銭	101円25銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		100円08銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	1,509,352	1,046,008
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純損失() (千円)	1,509,352	1,046,008
普通株式の期中平均株式数(株)	10,228,860	10,331,071
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数(株)		120,393
(うち新株予約権(株))		(120,393)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 取締役会の決議日 2015年11月24日 新株予約権 420個 株主総会の決議日 2017年3月25日 取締役会の決議日 2017年4月28日 新株予約権 1,000個	該当事項はありません

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	730,000	208,096	1.48	
1年以内に返済予定の長期借入金	252,639	384,560	1.01	
1年以内に返済予定のリース債務	22,536	22,536		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	958,057	1,580,042	0.96	2023年1月 ~2031年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	105,498	82,962		2023年1月 ~2027年1月
其他有利子負債				
合計	2,068,731	2,278,196		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	553,624	213,234	334,072	164,024
リース債務	22,536	20,273	19,891	18,703

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産の賃貸借契約に伴う原状回復義務等	571,412	43,492	43,300	571,605

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,047,508	4,714,778	7,221,249	9,573,176
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	178,644	594,724	908,135	1,072,358
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (千円)	175,206	587,908	897,192	1,046,008
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	17.05	57.03	86.91	101.25

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益 (円)	17.05	39.88	29.87	14.37

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	272,189	1,493,446
売掛金	211,965	288,475
商品及び製品	8,983	14,928
原材料及び貯蔵品	113,132	158,244
前払費用	83,092	106,542
その他	127,973	7,526
流動資産合計	817,337	2,069,163
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 778,770	1 889,121
構築物	2,342	2,066
車両運搬具	0	1,478
工具、器具及び備品	63,555	82,065
土地	1 1,912,490	1 1,912,490
リース資産	116,349	9,385
建設仮勘定	249	4,620
有形固定資産合計	2,873,756	2,901,228
無形固定資産		
ソフトウェア	2,067	1,321
無形固定資産合計	2,067	1,321
投資その他の資産		
投資有価証券	13,941	17,761
関係会社株式	1,253,209	1,253,209
関係会社長期貸付金	65,647	-
長期前払費用	7,818	17,863
差入保証金	1,049,176	1,041,200
投資その他の資産合計	2,389,793	2,330,034
固定資産合計	5,265,617	5,232,585
資産合計	6,082,955	7,301,748

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	226,914	277,096
短期借入金	1 730,000	1 208,096
1年内返済予定の長期借入金	1 250,787	1 384,560
リース債務	22,536	22,536
未払金	96,056	133,164
関係会社未払金	-	238
未払費用	470,058	531,277
未払法人税等	92,868	12,495
未払消費税等	104,779	283,297
前受金	16,613	11,271
預り金	214,405	240,873
前受収益	19,149	16,361
店舗閉鎖損失引当金	10,332	-
資産除去債務	22,360	-
流動負債合計	2,276,861	2,121,270
固定負債		
長期借入金	1 904,346	1 1,580,042
リース債務	105,498	82,962
繰延税金負債	33,353	33,671
退職給付引当金	40,374	43,822
資産除去債務	549,051	571,605
固定負債合計	1,632,623	2,312,103
負債合計	3,909,484	4,433,374
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,073	42,010
資本剰余金		
資本準備金	30,073	42,010
その他資本剰余金	3,566,825	2,099,957
資本剰余金合計	3,596,898	2,141,968
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,466,867	668,702
利益剰余金合計	1,466,867	668,702
自己株式	320	333
株主資本合計	2,159,784	2,852,347
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,265	4,963
評価・換算差額等合計	2,265	4,963
新株予約権	11,420	11,063
純資産合計	2,173,470	2,868,374
負債純資産合計	6,082,955	7,301,748

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	5,240,722	7,966,322
売上原価	5,679,159	1 6,603,525
売上総利益又は売上総損失()	438,436	1,362,797
販売費及び一般管理費	2 655,706	1, 2 769,225
営業利益又は営業損失()	1,094,142	593,571
営業外収益		
協力金収入	-	235,854
その他	89,046	28,352
営業外収益合計	89,046	264,206
営業外費用		
支払利息	13,449	21,110
為替差損	-	13,820
その他	218	0
営業外費用合計	13,668	34,930
経常利益又は経常損失()	1,018,763	822,847
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	1,606	-
受取立退料	265,279	-
特別利益合計	266,885	-
特別損失		
減損損失	482,629	142,453
店舗閉鎖損失	114,551	-
関係会社株式評価損	3 864,902	-
特別損失合計	1,462,083	142,453
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	2,213,961	680,393
法人税、住民税及び事業税	10,650	12,495
法人税等調整額	87,294	803
法人税等合計	76,644	11,691
当期純利益又は当期純損失()	2,290,606	668,702

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	1,438,991	25.4	2,007,829	30.4
労務費		2,030,074	35.8	2,486,555	37.6
経費		2,200,396	38.8	2,115,085	32.0
当期総製造費用		5,669,463	100.0	6,609,470	100.0
仕掛品期首たな卸高					
合計		5,669,463		6,609,470	
仕掛品期末たな卸高					
当期製品製造原価	2	5,669,463		6,609,470	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	1,020,187	894,024
減価償却費	117,513	104,834
水道光熱費	368,944	363,649
備品消耗品費	138,192	193,625

2 当期製品製造原価と売上原価の調整表

区分	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
当期製品製造原価	5,669,463	6,609,470
期首製品たな卸高	18,679	8,983
合計	5,688,142	6,618,454
期末製品たな卸高	8,983	14,928
製品売上原価	5,679,159	6,603,525
商品売上原価		
売上原価	5,679,159	6,603,525

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、店舗別総合実際原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,485,613	2,140,613		2,140,613	8,614	3,500,100	2,684,975	823,738
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	373	373		373				
減資	1,455,912		1,455,912	1,455,912				
資本準備金の取崩		2,110,912	2,110,912					
利益準備金の取崩					8,614		8,614	
別途積立金の取崩						3,500,100	3,500,100	
当期純損失()							2,290,606	2,290,606
自己株式の取得								
欠損填補								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1,455,539	2,110,539	3,566,825	1,456,285	8,614	3,500,100	1,218,107	2,290,606
当期末残高	30,073	30,073	3,566,825	3,596,898			1,466,867	1,466,867

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	320	4,449,643	4,596	4,596	20,139	4,474,379
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		746				746
減資						
資本準備金の取崩						
利益準備金の取崩						
別途積立金の取崩						
当期純損失()		2,290,606				2,290,606
自己株式の取得						
欠損填補						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,331	2,331	8,718	11,050
当期変動額合計		2,289,859	2,331	2,331	8,718	2,300,909
当期末残高	320	2,159,784	2,265	2,265	11,420	2,173,470

当事業年度(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,073	30,073	3,566,825	3,596,898			1,466,867	1,466,867
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	11,937	11,937		11,937				
減資								
資本準備金の取崩								
利益準備金の取崩								
別途積立金の取崩								
当期純利益							668,702	668,702
自己株式の取得								
欠損填補			1,466,867	1,466,867			1,466,867	1,466,867
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	11,937	11,937	1,466,867	1,454,930			2,135,569	2,135,569
当期末残高	42,010	42,010	2,099,957	2,141,968			668,702	668,702

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	320	2,159,784	2,265	2,265	11,420	2,173,470
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		23,874				23,874
減資						
資本準備金の取崩						
利益準備金の取崩						
別途積立金の取崩						
当期純利益		668,702				668,702
自己株式の取得	13	13				13
欠損填補						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,698	2,698	357	2,341
当期変動額合計	13	692,563	2,698	2,698	357	694,904
当期末残高	333	2,852,347	4,963	4,963	11,063	2,868,374

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

(a) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

原材料

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物・構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～41年

構築物 15～20年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却をしております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

なお、当事業年度末においては、残高はありません。

ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

飲食事業における有形固定資産	2,901,228千円
減損損失	142,453千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(固定資産の減損)」の内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「雇用調整助成金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「雇用調整助成金」39,589千円、「その他」49,457千円は、「その他」89,046千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店に伴う新たな情報の入手に基づき、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に20,915千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、全額減損損失として処理をしており、当該見積りの変更の結果、当事業年度の税引前当期純利益は20,915千円減少しております。

(追加情報)

(会計上の見積り)

コロナ禍に伴う経済への影響については、前事業年度末時点において入手可能な情報等を踏まえ、緩やかに回復が進み2021年中には収束し、2022年からは従来の水準に回復することを想定していましたが、当事業年度末(2021年12月)においても影響は継続しております。

新型コロナウイルス感染症について、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、コロナ禍の影響は2022年中にかけて徐々に回復が進み収束にむかうと仮定して、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 下記のとおり債務の担保に供しております。

担保資産

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
建物	466,769千円	448,166千円
土地	1,912,340千円	1,912,340千円
合計	2,379,110千円	2,360,506千円

債務の内容

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期借入金	730,000千円	208,096千円
1年内返済予定の長期借入金	235,796千円	294,536千円
長期借入金	492,146千円	644,042千円
合計	1,457,942千円	1,146,674千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引による取引高		
売上原価		703千円
販売費及び一般管理費		238千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料	322,300千円	318,636千円
信販手数料	75,355千円	137,032千円
減価償却費	5,480千円	5,659千円
退職給付費用	4,446千円	5,038千円
おおよその割合		
販売費	39%	44%
一般管理費	61%	56%

3 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社連結子会社であるグローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアの株式に係る評価損を計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、子会社株式の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

	(単位：千円)	
区分	2020年12月31日	2021年12月31日
子会社株式	1,253,209	1,253,209

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	13,926千円	
未払事業所税	5,851千円	5,207千円
未払賞与		16,146千円
退職給付引当金	13,965千円	15,158千円
店舗閉鎖損失引当金	3,573千円	
減損損失	150,785千円	143,305千円
関係会社株式評価損	663,703千円	663,703千円
減価償却超過額	52,233千円	8,806千円
資産除去債務	197,651千円	197,718千円
税務上の繰越欠損金	867,876千円	668,445千円
その他	6,613千円	16,397千円
繰延税金資産小計	1,976,182千円	1,734,889千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	867,876千円	665,668千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,083,014千円	1,043,741千円
評価性引当額小計	1,950,891千円	1,709,409千円
繰延税金資産合計	25,290千円	25,479千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,745千円	2,867千円
資産除去費用	56,898千円	56,283千円
繰延税金負債合計	58,643千円	59,151千円
繰延税金資産(負債)の純額	33,353千円	33,671千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率		34.6%
(調整)		
住民税均等割		1.8%
新株予約権		0.3%
評価性引当額の増減		35.5%
その他		0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		1.7%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	778,770	210,055	43,461 (43,461)	56,242	889,121	4,244,297
構築物	2,342			276	2,066	17,278
車両運搬具	0	2,116	0	637	1,478	637
工具、器具及び備品	63,555	63,130	12,560 (12,560)	32,059	82,065	884,208
土地	1,912,490				1,912,490	
リース資産	116,349		86,431 (86,431)	20,531	9,385	30,929
建設仮勘定	249	103,518	99,146		4,620	
有形固定資産計	2,873,756	378,819	241,599 (142,453)	109,747	2,901,228	5,177,351
無形固定資産						
ソフトウェア	2,067			745	1,321	
無形固定資産計	2,067			745	1,321	

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物

タコファナティコRAYARD Hisaya-odori Park	新店工事	56,889千円
ラ・ボエム パスタフレスカ名古屋則武新町	新店工事	53,142千円
ラ・ボエム パスタフレスカRAYARD Hisaya-odori Park	新店工事	30,722千円

工具、器具及び備品

ラ・ボエム パスタフレスカRAYARD Hisaya-odori Park	新店工事	10,885千円
ラ・ボエム パスタフレスカ名古屋則武新町	新店工事	9,458千円
タコファナティコRAYARD Hisaya-odori Park	新店工事	7,816千円
カフェ ラ・ボエム白金	音響工事	7,546千円

2. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
店舗閉鎖損失引当金	10,332		10,332	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として、1単元当たりの金額を下記算式により算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 (公告のホームページアドレス https://www.global-dining.com/)
株主に対する特典	<ol style="list-style-type: none"> 対象株主 毎年12月末日及び6月末日現在の株主名簿において記録された株主を対象とします。 贈呈基準 500株以上所有の株主に対し、15%割引の株主優待証を1枚贈呈いたします。 利用方法 当社直営店舗の店頭において、株主優待証の提示により、会計料金の15%を割引いたします。(会計の際、伝票にご署名いただきます。) また、第三者への貸与、譲渡は、有償・無償を問わずできません。 同伴者も一括払いにて同様の扱いとします。(回数制限なし) 利用上の制限 平日ランチ・アフタヌーンティーメニュー、デリバリー、全館および一部貸切パーティー、ウェディングは除きます。また、各種割引及びクーポン券類との併用もできません。 当社直営店舗でないデパート等の催事販売、通信販売、オンラインショッピング等は対象外となります。 株主優待証の紛失、盗難、滅失などの責任は負いかねます。また、再発行もいたしません。 有効期間 12月31日基準の株主 翌年4月1日から9月30日までの6カ月間有効 6月30日基準の株主 10月1日から翌年3月31日までの6カ月間有効

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社に、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第48期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第49期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月17日関東財務局長に提出。

第49期第2四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月12日関東財務局長に提出。

第49期第3四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月11日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2021年3月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(多額な資金の借入)の規定に基づく臨時報告書

2021年4月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(特別利益の計上)の規定に基づく臨時報告書

2021年5月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(営業外収益の計上)の規定に基づく臨時報告書

2021年10月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(特別利益の計上)の規定に基づく臨時報告書

2021年12月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(営業外収益及び特別損失の計上)の規定に基づく臨時報告書

2022年2月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(会計監査人の異動)の規定に基づく臨時報告書

2022年2月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月28日

株式会社 グローバルダイニング
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 水 善 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 藤 章 太 郎
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>飲食事業における固定資産の減損</p> <p>会社及び連結子会社は、レストラン経営を主とする飲食事業を営んでいる。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されている通り、会社の連結貸借対照表には飲食事業における有形固定資産4,130,864千円が計上されている。また、当連結会計年度において142,453千円の減損損失を計上している。</p> <p>会社は、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っている。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる売上高成長率である。また、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は2022年中にかけて徐々に回復が進み収束に向かうとの仮定を置いている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、飲食事業における固定資産の減損について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。 ・ 将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・ 将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・ 事業計画の基礎となる重要な仮定である売上高成長率について、経営者等との協議を行うとともに、過去実績からの趨勢分析及び感応度分析を実施した。 ・ 新型コロナウイルス感染症による業績への影響について、利用可能な外部データと比較した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グローバルダイニングの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社グローバルダイニングが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月28日

株式会社 グローバルダイニング
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 水 善 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 藤 章 太 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの2021年1月1日から2021年12月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニングの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

飲食事業における固定資産の減損

会社は、レストラン経営を主とする飲食事業を営んでいる。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されている通り、会社の貸借対照表には飲食事業における有形固定資産2,901,228千円が計上されている。また、当事業年度において142,453千円の減損損失を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。